令和３年度

【書面開催】三宅支庁管内東京都事業説明会資料（三宅村分）

１　三宅支庁総務課　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２

２　三宅支庁産業課　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３

３　三宅支庁土木港湾課　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１

４　島しょ保健所三宅出張所　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３３

５　島しょ農林水産総合センター　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３８

６　教育庁三宅出張所　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４０

７　参考：三宅支庁事業費当初予算比較表　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４５

令和3年度　事業計画

【三宅村】

所管名：　総務課 庶務担当

項　　目	事 業 名	施 工 場 所	概 要 説 明	備　　考（実施時期）
建物維持管理	管内建物改修工事 （職員住宅団地内道路整備）	伊豆地区	老朽化した職員住宅の更新を進めていくにあたって、 建築基準法で定められた接道要件を満たすため、 団地内既存道路を整備する。 （工事概要） ・場所　伊豆636番地1他 ・主な内容　転回スペース設置、勾配調整、路面舗装等 ・道路面積　696.34㎡ （団地内既存道路入口写真：R03.3.17 ） 	R03.6～R03.11（工事予定）

令和３年度　事業計画

【三宅村】　　所管名：三宅支庁産業課　商工担当

項　　目	事　　業　　名	施行場所	概　　要　　説　　明	実施時期
中小企業振興対策	東京都小規模事業経営支援事業 (単)	三宅村全域	・地域の小規模事業者の経営と技術の改善指導の充実を図り、三宅村商工会の安定した事業運営を推進するための助成	通年
	中小企業制度融資あっせん	三宅村全域	・資金貸付あっせん （１）一般事業融資（小規模特別）　融資限度額　８，０００万円 年利率　固定金利(2.1～2.7％以内) 変動金利　「短プラ＋0.9％以内」 融資期間　運転資金　7年以内（据置期間6カ月以内を含む） 設備資金　10年以内（据置期間6カ月以内を含む） （２）クイックつなぎ（小口）　融資限度額　３００万円 年利率　固定金利　1.9％以内 変動金利　「短プラ＋0.7％以内」 融資期間　運転資金　2年以内 （３）その他の中小企業制度融資	通年
観光振興対策等	・三宅村観光施設整備事業補助金　等 ・地区花火大会事業 (単) その他	三宅村全域	・観光を基軸とした産業振興を図っていくため、村、観光協会、商工会等と連携し、下記のとおり支援を行っていく。（(1)～(3)は本庁→村）（(4)は本庁→商工会） （１）三宅村観光施設整備事業補助 （２）多摩・島しょ地域観光施設整備等補助 （３）島しょ地域宿泊施設誘致活動支援補助 （４）地区花火大会への補助、（５）各種イベントへの後援及び参加協力	随時 随時 随時
環境保安対策等	環境保全公害防止	三宅村全域	・火薬類の取締（譲受・譲渡・消費等の許可）の実施と立入検査の支援 ・高圧・液化ガス取締と事故防止の安全対策強化及び保安検査 ・一般ガス設備の保安点検及び立入検査の支援 ・大気汚染防止法・水質汚濁防止法・ダイオキシン類対策特別措置法・環境確保条例に基づく工場及び作業場の設置、変更等の許認可に伴う事務	随時 随時 随時 随時

令和3年度　事業計画

【三宅村】　　所管名：　産業課 農務担当

項　　目	事　業　名	施　工　場　所	概　要　説　明	備　　考(実施時期)
農業振興計画及び情報提供等	農業委員会交付金等 (公)	三宅村全域	「農業委員会等に関する法律」に基づき、農地が存在する区市町村に必置の行政委員会である農業委員会の運営に必要な経費を補助する。	年度内
農業振興計画及び情報提供等	地域農政推進対策事業 (単)	三宅村全域	地域農業の発展を図るため、担い手育成支援協議会の開催、担い手育成計画の策定、認定農業者等の支援を行う。	年度内
農業振興計画及び情報提供等	農業経営基盤強化事業交付金 (公)	三宅村全域	国有農地等の管理に関する事務に要する経費を負担する。	年度内
農業経営の安定	山村・離島振興施設整備事業 (単)	三宅村全域	地域基幹作物の振興による農業経営の近代化と地域経済の活性化のため、生産流通施設等を整備し、総事業費の3/4を補助する。 R2年度は、新規就農予定者のためのビニールハウス等の整備を実施した。 今年度は、地産地消部会の栽培施設や機械、パッション部会の栽培施設等及び三宅島農業振興会の冷蔵庫の整備を予定している。	年度内
農業経営の安定	農業次世代人材投資事業 (公)	三宅村全域	次世代を担う農業者となることを志向する新規就農者の育成・確保を図るため、就農直後５年間、農業経営確立に資する資金を交付する。 現在、三宅村においては２経営体に対し交付している。	年度内

農業経営の安定	農地の創出・再生支援事業 ㊐	三宅村全域	遊休農地を活用して農業生産活動を行うための農地整備を実施する場合に、必要な経費を補助する。 R2年度は、3,200㎡の農地を開墾し、今年度は5,700㎡の農地の開墾を予定している。	年度内
農業基盤の整備	地域農業水利施設ストックマネジメント事業 （本庁執行） ㊀	坪田地区	昭和50年に整備された八重間地区農業用水施設（パイプライン等）の修理・更新を行い、施設の長寿命化及びライフサイクルコストの低減を図る。 今年度は５ヶ年間の事業年度の３年度目に当たり、補助金51,750千円を用い、八重間地区の農業用水パイプライン等の整備を行う。	年度内

令和3年度　事業計画

所管名：三宅支庁産業課　林務担当

三宅村分

項　目	事　業　名	施工場所	概　要　説　明	実施時期
農林災害復旧 （林地荒廃復旧）	㊎ 金曽沢復旧治山	坪田地内	土留工、緑化基礎工により、山腹崩壊の拡大及び表面浸食を防止し、山腹斜面の安定を図る。	年度内
	㊎ 金曽沢復旧治山（その2）	坪田地内	土留工、緑化基礎工により、山腹崩壊の拡大及び表面浸食を防止し、山腹斜面の安定を図る。	年度内
	㊐ 伊ヶ谷林地荒廃復旧 （令和2年度繰越事業）	伊ヶ谷地内	補強土工により、斜面侵食の進行を防止し、山腹斜面の安定を図る。	年度内
	㊐ 伊ヶ谷林地荒廃復旧	伊ヶ谷地内	補強土工により、斜面侵食の進行を防止し、山腹斜面の安定を図る。	年度内
農林災害復旧 （治山施設機能保全）	㊐ 阿古治山施設機能保全	阿古地内	既存施設の流路工等を補修することにより、機能の維持強化を図るとともに、施設周辺の荒廃地の整備も併せて行い、森林の山地災害防止機能の発揮を図る。	年度内
林道災害復旧	㊐ 雄山環状林道	坪田地内	坪田地区において、路面工、排水施設工等を実施する。 また、金曽橋の架設工事を実施する。	年度内
	㊐ 三の宮林道	神着地内	昨年度に引き続き、路面工、排水施設工等を実施する。	年度内
	㊐ 伊ヶ谷林道	伊ヶ谷地内	路面工、排水施設工等を実施する。	年度内
林道災害復旧	㊐ 清水林道	阿古地内	台風14号（令和2年10月襲来）で被災した、三宅村所管の清水林道の復旧に対して、事業費の一部を補助する。	年度内

令和3年度　事業計画

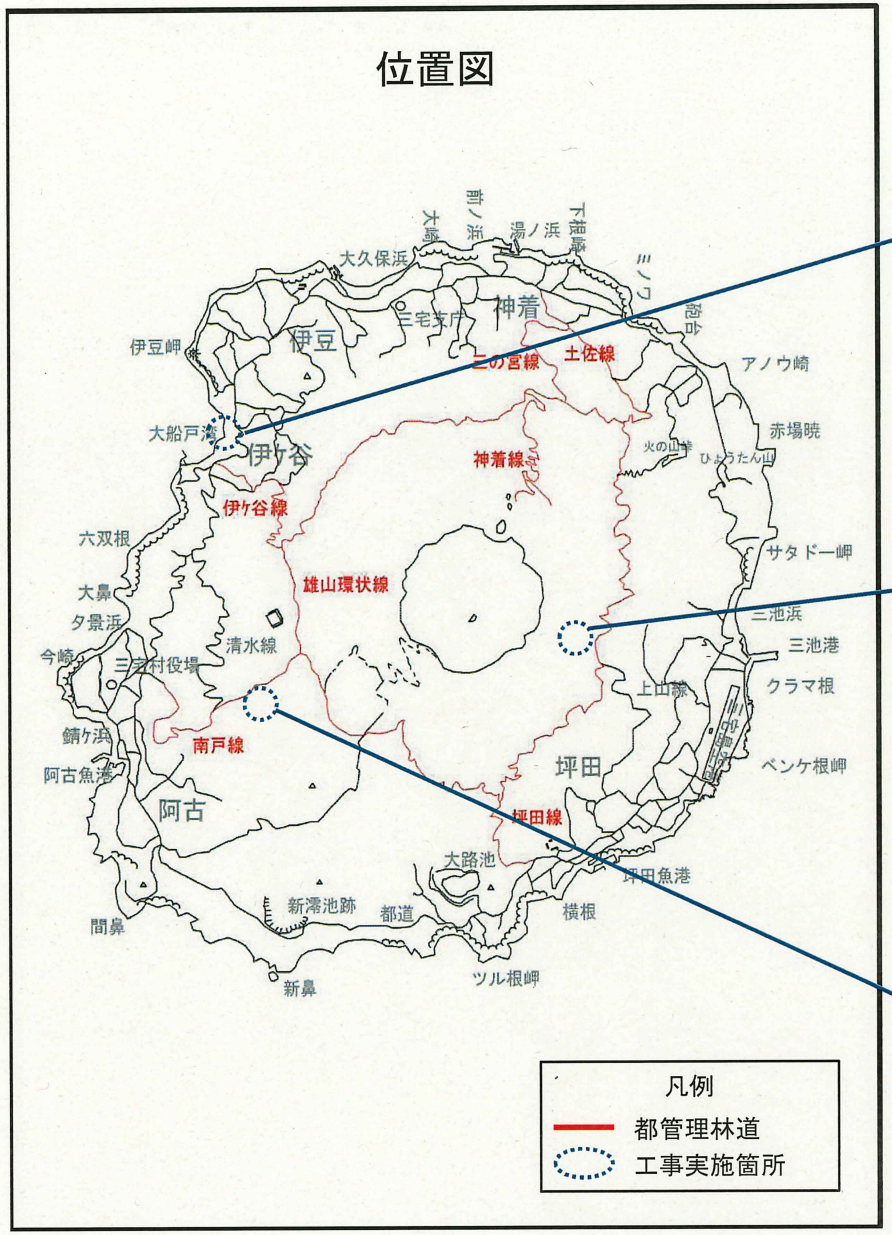
所管名：　三宅支庁産業課　林務担当

三宅村分

項　目	事　業　名	施工場所	概　要　説　明	実施時期
林道維持管理	㊞ 三宅島林道維持管理 （工事・委託）	三宅村地内	林道敷における落石・土砂の片付け、大雨後の巡視、カーブミラーの設置等により林道の機能が低下している箇所を補修し、利用者の安全を図る。 併せて、林道の除草、路面清掃、排水施設の維持管理等を実施する。	通年
森林づくりの推進	㊞ 造林補助事業	三宅村地内	補助要件を満たす造林を行った場合、事業費の一部を補助する。	年度内
㊟ 自然の保護と回復に関する施策の推進	狩猟取締 鳥獣の捕獲許可	三宅村地内	生活環境、農林水産又は生態系に係る被害があった場合などに、申請に基づいて鳥獣の捕獲を許可する。（カラス等）	年度内
㊟ 森林づくりの推進	㊞ エダシャク類防除等事業	三宅村地内	虫害発生時に、三宅村が実施するハスオビエダシャク防除事業に対し、補助を行う。	年度内
	㊞ カシノナガキクイムシ防除事業	三宅村地内	三宅村が実施するカシノナガキクイムシ防除事業（樹幹注入）に対し、補助を行う。	年度内

三宅支庁産業課林務担当　三宅島治山事業概要

位置図



伊ヶ谷林地荒廃復旧工事（R2繰越事業）
- 工期：令和2年12月～令和3年5月（予定）
- 工種：補強土工

伊ヶ谷復旧治山工事
- 工期：令和3年11月～令和4年3月（予定）
- 工種：補強土工



金曽沢復旧治山工事　※離島振興事業
- 工期：令和3年6月～令和3年10月（予定）
- 工種：土留工、緑化基礎工

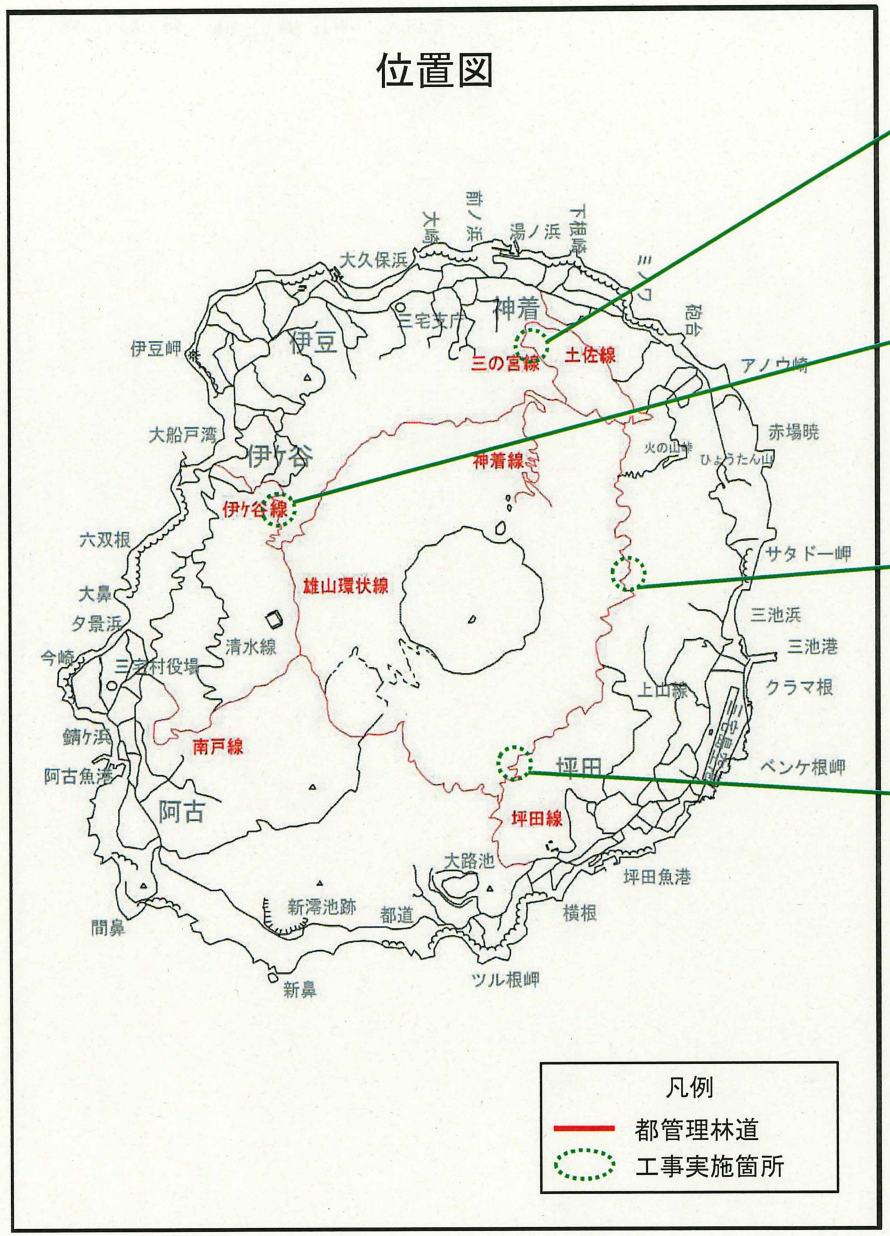
金曽沢復旧治山工事（その2）　※離島振興事業
- 工期：令和3年9月～令和4年2月（予定）
- 工種：土留工、緑化基礎工



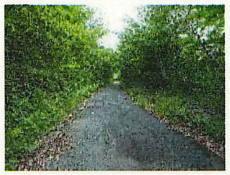
阿古治山施設機能保全工事
- 工期：令和3年11月～令和4年3月（予定）
- 工種：水路工等



三宅支庁産業課林務担当　三宅島林道事業概要



三の宮林道災害復旧工事
- 工期：令和3年11月～令和4年3月（予定）
- 延長：240m
- 工種：路面工、排水施設工



伊ヶ谷林道災害復旧工事
- 工期：令和3年9月～令和4年2月（予定）
- 延長：430m
- 工種：路面工、排水施設工



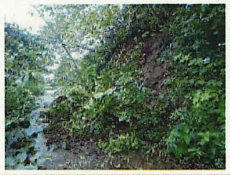
雄山環状林道災害復旧工事（金曽橋）
- 工期：令和3年6月～令和3年12月（予定）
- 延長：11m
- 工種：橋梁設置工



雄山環状林道災害復旧工事（坪田）
- 工期：令和3年8月～令和4年1月（予定）
- 延長：400m
- 工種：路面工、排水施設工



三宅島林道維持管理
- 工期：通年（予定）
- 工種：林道施設維持管理、除草、路面清掃等



令和３年度　事業計画

三宅村分

所管名：三宅支庁産業課　水産担当

区　分	事　業　名	施行場所	概　要　説　明	実施時期
施設整備	(単) 島しょ漁業振興施設整備事業	三宅村内	三宅島漁業協同組合が行う製氷貯氷施設整備及び漁業用無線設備導入に係る経費について補助する。	年度内
後継者対策	(単) 漁業就労安定対策事業	三宅村内	新規漁業就労希望者を対象とした1週間程度の短期研修の実施経費について補助する。長期研修生に対する家賃補助を行う。	年度内
	(公) 離島漁業再生支援事業（新規就業者特別対策交付金）	三宅村内	新規就労者の初期経費負担を軽減するために、新規就労者特別対策交付金を用いて三宅島地区漁業集落が実施する漁船リース事業について補助する。	年度内
自主的活動支援	(公) 離島漁業再生支援事業（基本交付金）	三宅村内	三宅島地区漁業集落が実施する漁業の生産力向上の取組（産卵場・育成場の整備、漁場監視）及び漁業の再生に関する実践的な取組（低・未利用魚活用、高付加価値化、販路拡大）に係る経費について補助する。	年度内
海面利用	(単) 漁場利用調整対策	三宅村内	遊漁やダイビング等の海洋性レクリエーションと漁業との間の秩序維持と海面の円滑な利用を図るため、村が実施する地区海面利用協議会の開催経費を補助する。	年度内
サメ駆除	(単) サメ等漁業被害対策	三宅島周辺海域	サメによる漁獲物の食害が頻発し、漁業経営に与える影響が深刻であるため、サメ駆除に要する経費を補助する。	年度内
栽培	(単) 栽培漁業の育成	三宅島周辺海域	重要な磯根資源の早期回復を図るため、トコブシ種苗10万個、サザエ5万個の有償配布を行う。 三宅村が実施する栽培漁業地域展開事業（モニタリング、育成強化事業）に要する経費について補助する。	年度内
漁業取締	(単) 漁業取締	三宅島・御蔵島周辺海域	東京都漁業調整規則違反等の取締り(沖合いからの監視)を年２回程度実施する。	年度内

令和3年度　事業計画

所管名：　土木港湾課 砂防担当

三宅村分

項　目	事業名	施工場所	概要説明			備　考(実施時期)
土木事業	砂防事業	筑穴ヶ沢 (坪田地区)	導流工	80 m	【工事】	R1.9～R3.5 ※昨年度より継続工事
			管理用道路設計	1 式	【委託】	R3.7～R3.12
		厚木沢 (坪田地区)	流路工	84 m	【工事】	R1.9～R3.6
			橋梁上下部工	1 式		※昨年度より継続工事
			ブロック備蓄等	1 式	【工事】	R3.6～R4.2
		西川西支川 (伊豆地区)	砂防堰堤	1 式	【工事】	R3.9～R4年度
		長沢 (伊ヶ谷地区)	工事用通路整備	1 式	【工事】	R3.3～R4.3 ※昨年度より継続工事
		ハイオウガサ沢 (伊豆地区)	砂防堰堤設計	1 式	【委託】	R3.6～R4.2
			地質調査	1 式		
		伊ケ谷沢南支川 (伊ヶ谷地区)	管理用道路設計	1 式	【委託】	R3.6～R4年度
		ヤナボ沢 (伊ケ谷地区)	渓流保全工設計	1 式	【委託】	R3.6～R3.10
		鉄砲沢・夕景沢 (阿古地区)	橋梁設計	1 式	【委託】	R3.6～R4年度
			渓流保全工設計	1 式		
		三宅村管内	基礎調査	1 式	【委託】	R3.6～R3.12
			管内測量調査 (単価契約)	1 式	【委託】	R3.4～R4.3

令和3年度　事 業 計 画

所管名:　土木港湾課 砂防担当

三宅村分

項　目	事 業 名	施 工 場 所	概 要 説 明			備　考(実施時期)
	海岸整備事業	横まま海岸 (坪田地区)	護岸整備	60 m	【工事】	R3.3～R3.12 ※昨年度より継続工事
		ナゴラ海岸 (坪田地区)	海岸整備検討	1 式	【委託】	R3.7～R4.2
		三宅村管内	管内測量調査 (単価契約)	1 式	【委託】	R3.4～R4.3
	河川防災事業	三宅村管内	除石工	約16,000 m3	【工事】	R3.9～R4.2
	河川防災事業		除石計画検討	1 式	【委託】	R3.7～R4.2
		姉川 (伊豆地区)	流路補修	30 m	【工事】	R3.6～R3.9
		三池沢 (坪田地区)	流路河口部補修	1 式	【工事】	R4.1～R4年度
		榎沢 (阿古地区)	施設点検	1 式	【委託】	R3.7～R3.11
		阿古海岸 (阿古地区)	護岸補修その1	1 式	【工事】	R3.3～R4.2 ※昨年度より継続工事
			護岸補修その2	1 式	【工事】	R4.2～R4年度
			補足設計	1 式	【委託】	R3.7～R3.11

令和3年度　事 業 計 画

所管名:　土木港湾課 砂防担当

三宅村分

項　目	事 業 名	施 工 場 所	概 要 説 明	備　考(実施時期)
	河川維持事業	三宅村管内	砂防維持工事　1 式　【工事】 (単価契約)	R3.4～R4.3
			河川維持工事　1 式　【工事】 (単価契約)	R3.4～R4.3
			河川海岸事業用地維持工事　1 式　【工事】 (単価契約)	R3.4～R4.3
			砂防維持委託　1 式　【委託】 (単価契約)	R3.4～R4.3
			河川維持委託　1 式　【委託】 (総価契約)	R3.4～R3.12
			河川維持委託　1 式　【委託】 (単価契約)	R3.4～R4.3
			河川海岸事業用地維持委託　1 式　【委託】 (単価契約)	R3.4～R4.3

令和３年度　三宅島管内　砂防海岸事業実施箇所図

(砂)西川西支川【工事】
・砂防堰堤整備
・R3.9~R4年度（R3-4債務）

(防)姉川【工事】
・流路補修
・R3.6～R3.9（R3単年）

(砂)ハイオウガサ沢【委託】
・砂防堰堤設計
・R3.6~R4.2（R3単年）

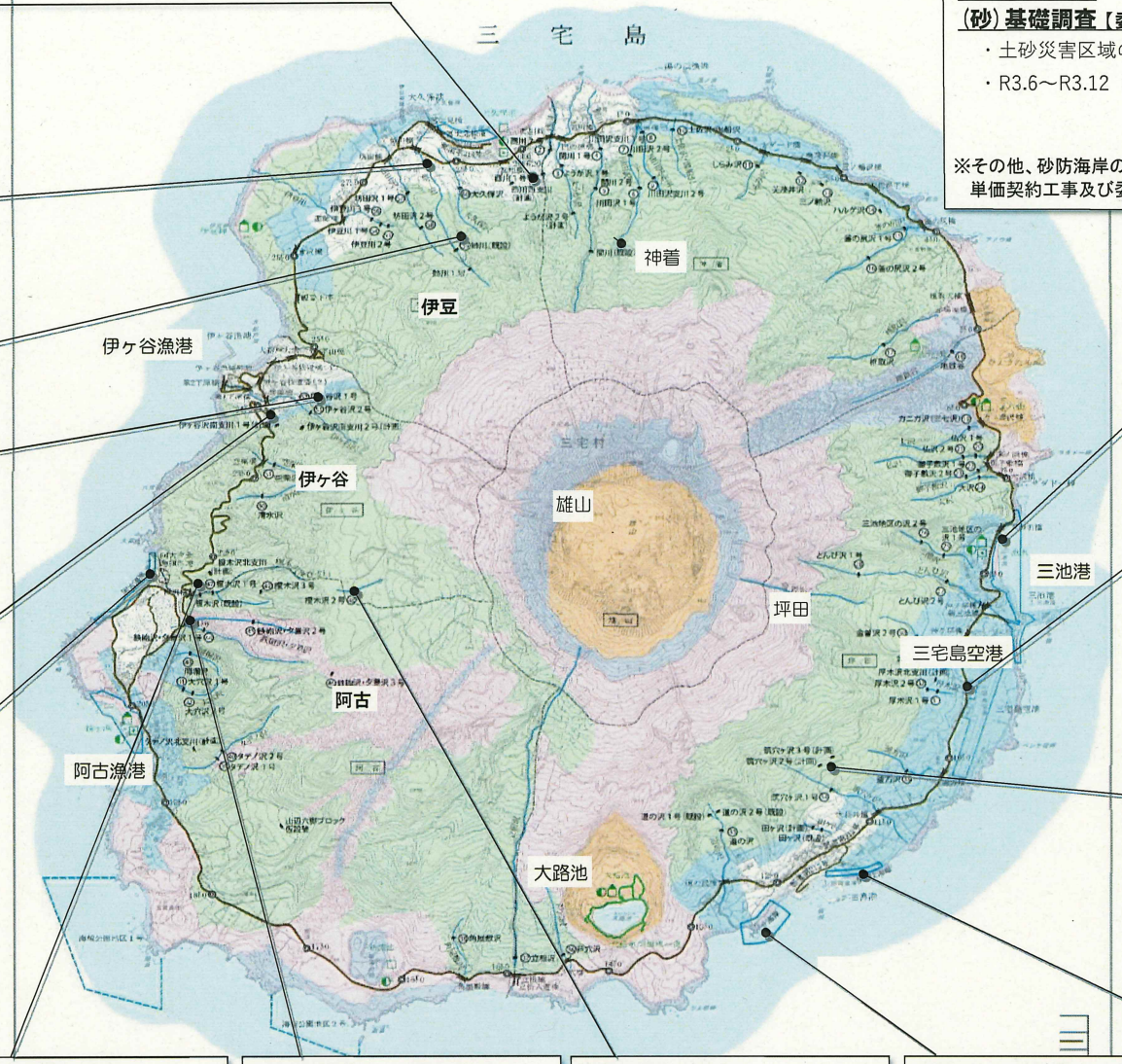
(砂)長沢【工事】
・工事用道路整備
・R3.3－R4.3（R2-3債務）

(砂)伊ケ谷沢南支川【委託】
・管理用道路設計
・R3.6～R4年度（R3-4債務）

阿古海岸
(防)防災工事(1)【工事】
・老朽化対策工事
・R3.3～R4.2（R2-3債務）

(防)防災工事(2)【工事】
・老朽化対策工事
・R4.2～R4年度（R3-4債務）

(防)防災工事設計【委託】
・老朽化対策設計
・R3.7～R3.11（R3単年）



●三宅村管内

(砂)基礎調査【委託】
・土砂災害区域の基礎調査
・R3.6～R3.12（R3単年）

※その他、砂防海岸の維持関連する単価契約工事及び委託がある。

(防)除石工事【工事】
・除石工事
・R3.9～R4.2（R3単年）

(防)除石計画【委託】
・除石計画の検討
・R3.7～R4.2（R3単年）

(防)三池沢【工事】
・流路河口部補修
・R4.1～R4年度（R3-4債務）

厚木沢
(砂)流路工【工事】
・流路工事
・R1.9～R3.6（R1-2債務-繰）

(砂)緊急ハード対策【工事】
・ブロック備蓄等
・R3.6～R4.2（R3単年）

筑穴ヶ沢
(砂)３号導流工【工事】
・導流工工事
・R1.9～R3.5（R1-2債務-繰）

(砂)管理用通路【委託】
・管理用道路設計
・R3.7～R3.12（R3単年）

(砂)ヤナボ沢【委託】
・渓流保全工設計
・R3.6～R3.10（R3単年）

(砂)鉄砲沢・夕景沢【委託】
・橋梁設計、渓流保全工設計
・R3.6～R4年度（R3-4債務）

(防)榎沢【委託】
・施設点検
・R3.7～R3.11（R3単年）

(海)ナゴラ海岸【委託】
・海岸整備検討
・R3.7～R4.2（R3単年）

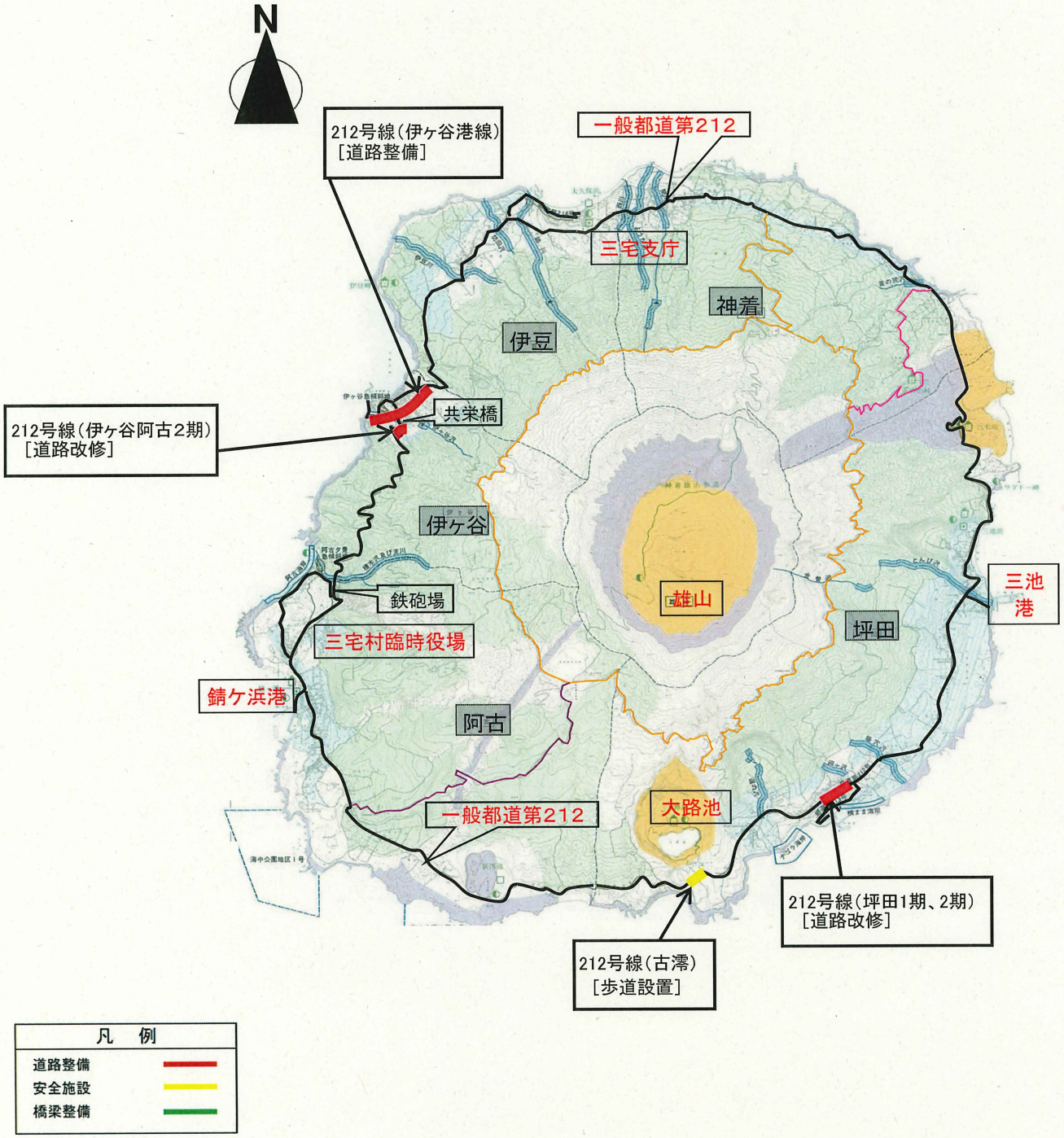
(海)横まま海岸【工事】
・護岸整備工事
・R3.3～R3.12（R2-3債務）

令和3年度　事業計画

三宅村分　　所管名：三宅支庁　土木港湾課　整備工事担当

項　目	事業名	施工場所	概要説明	備　考(実施時期)
土木事業	道路整備事業	三宅村坪田地内 (坪田1期)	道路改修工事　施工延長≒85m 道路幅員　12.00m	実施時期(予定) 令和4年2月から 令和5年1月まで
土木事業	道路整備事業	三宅村坪田地内 (坪田2期)	道路改修工事　施工延長≒55m 道路幅員　12.00m	実施時期(予定) 令和4年2月から 令和5年1月まで
土木事業	道路整備事業	三宅村伊ヶ谷地内 (伊ヶ谷阿古2期)	道路改修工事　施工延長≒55m	実施時期 令和4年2月から 令和5年1月まで
土木事業	道路整備事業	三宅村伊ヶ谷地内 (伊ヶ谷阿古2期)	道路改修工事　施工延長≒60m	実施時期(予定) 令和4年1月から 令和5年1月まで
土木事業	交通安全施設事業	三宅村坪田地内 (古澪)	歩道設置工事　施工延長≒250m	実施時期 令和2年 3月から 令和3年 2月まで
土木事業	交通安全施設事業	三宅村坪田地内 (古澪)	歩道設置工事　施工延長≒150m	実施時期(予定) 令和3年 3月から 令和3年12月まで
土木事業	道路整備事業	三宅村伊ヶ谷地内 (伊ヶ谷港線)	工事用道路設置	実施時期(予定) 令和3年11月から 令和4年2月まで

令和3年度　事業計画箇所図
（整備工事担当所管分）



令　和　　3 年度　　事業計画

三宅村分

所管名　土木港湾課　維持工事担当

項　目	事 業 名	施 行 場 所	概　　要　　説　　明	備　考　（実施時期）
土木事業	路 面 補 修	神 着	路 面 補 修 L＝630m	令和3年 6月から 令和4年 3月まで
		坪 田(立根)	路 面 補 修 L＝380m	令和3年 8月から 令和4年 3月まで
		坪 田(空港)	路 面 補 修 L＝420m	令和3年 8月から 令和4年 2月まで
		伊 豆(大久保港線)	路 面 補 修 L＝380m	令和3年 7月から 令和4年 1月まで
		坪 田(坪田港線)	路 面 補 修 (3ゼロ都債) L＝360m	令和4年 4月から 令和4年 12月まで
		坪 田(三池)	路 面 補 修 L＝340m	令和2年 9月から 令和3年 7月まで
土木事業	道 路 維 持	島 内 一 円	道路維持補修	令和3年 4月から 令和4年 3月まで
		島 内 一 円	道路巡回点検	令和3年 4月から 令和4年 3月まで
		島 内 一 円	草 刈 ・ 清 掃	令和3年 4月から 令和4年 3月まで
		島 内 一 円	防 護 柵	令和3年 6月から 令和4年 1月まで
土木事業	施 設 整 備	坪 田	道 路 排 水 改 修 (坪田)	令和3年 6月から 令和3年 12月まで
土木事業	橋 梁 補 修	坪 田 ～ 阿 古	立 根 橋 補 修	令和3年 8月から 令和4年 7月まで
		伊 ヶ 谷	大 船 戸 大 橋 補 修	令和2年 9月から 令和4年 2月まで
		伊 ヶ 谷	伊ヶ谷桟道橋、伊ヶ谷桟道橋(2)補修	令和3年 8月から 令和4年 3月まで

令 和　3 年度　事業計画

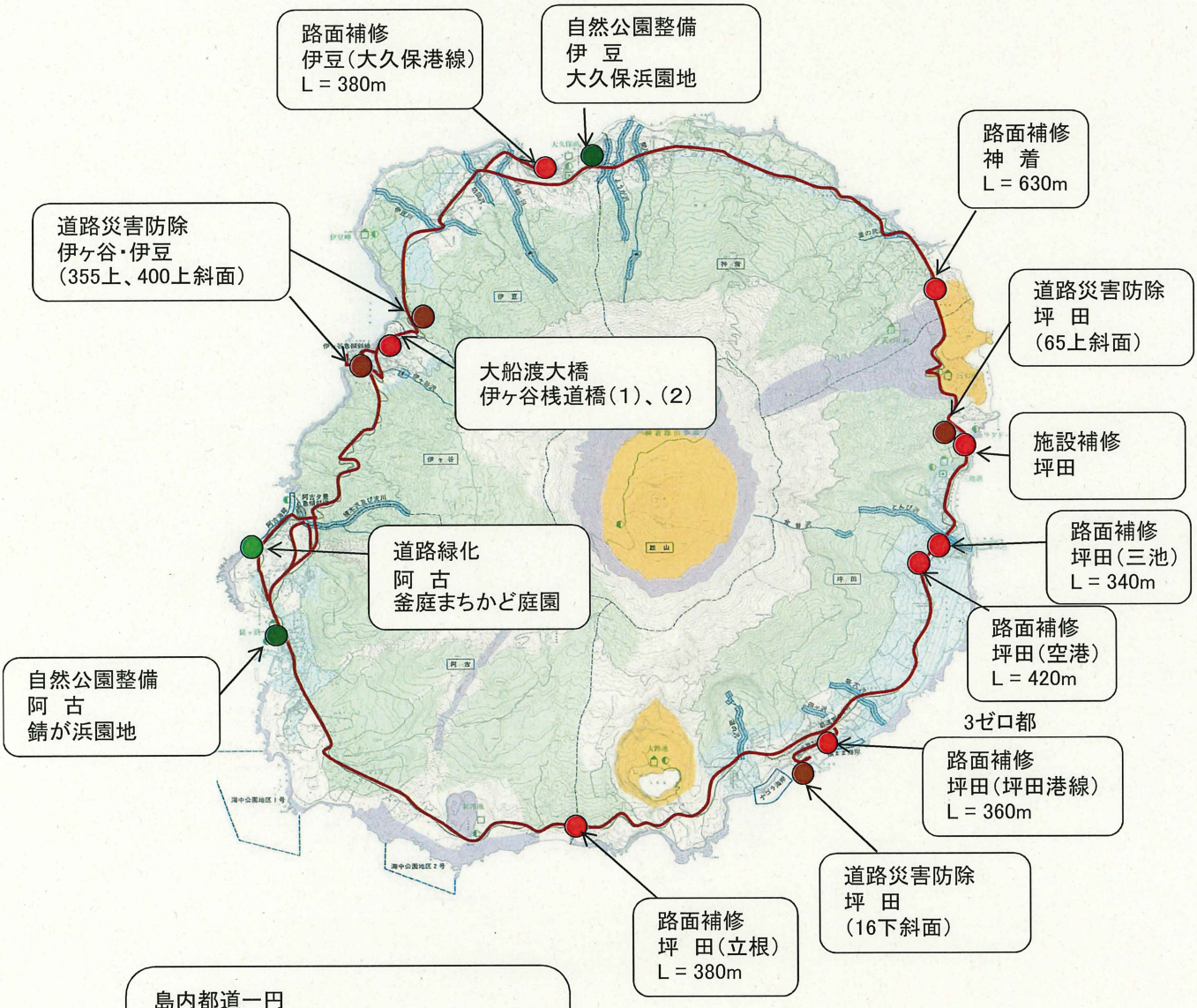
所管名　土木港湾課　維持工事担当

項　目	事 業 名	施 行 場 所	概　　要　　説　　明	備 考　（実 施 時 期）
土木事業	道路災害防除	坪田、伊ヶ谷、伊豆	法枠工（坪田16下，伊ヶ谷355上，伊豆400上斜面）	令和3年　6月から 令和4年　3月まで
		坪　田	法枠工（65上斜面）	令和3年　6月から 令和4年　3月まで
土木事業	安全施設整備	坪　田	車道改良工事	令和3年　9月から 令和4年　1月まで
		阿　古	車道改良工事	令和3年　11月から 令和4年　3月まで
土木事業	自然公園管理	島内園地	公園園地補修	令和3年　4月から 令和4年　3月まで
		島内園地	園地清掃	令和3年　4月から 令和4年　3月まで
		島内園地	園地補修工事	令和3年　4月から 令和4年　3月まで
土木事業	自然公園整備	大久保浜園地	園地整備工事	令和3年　7月から 令和4年　1月まで
		錆が浜園地	園地整備工事	令和3年　9月から 令和4年　3月まで
土木事業	道路緑化	島内一円	緑地保護管理	令和3年　4月から 令和4年　3月まで
		島内一円	道路緑化	令和3年　4月から 令和4年　3月まで
		阿　古	釜庭まちかど庭園	令和3年　6月から 令和4年　3月まで

令和3年度　事業計画箇所

【維持工事担当所管】

三宅島　　案内図



令 和 3 年 度　事 業 計 画

様式1

所管名：土木港湾課　港湾工事担当

三宅村分

項　目		事 業 名	施 工 場 所	概 要 説 明	備考（実施時期）
地方港湾整備事業	防波堤	防波堤ケーソン据付工事	三池港（坪田）図-1	・港内の静穏度向上のため、防波堤を整備する。 ケーソン製作工1函、ブロック据付一式	R3.2～R3.12
	防波堤	修正詳細設計		・港内の静穏度向上のため、防波堤を整備するための修正詳細設計を行う。 修正詳細設計一式	R3.9～R4.3
	船客待合所	仮設船客待合所新築		・船客待合所建替の建替に先立ち仮設船客待合所新築を行う。 仮設船客待合所一式	R3.4～R4.3
	緑地	仮設日除け雨除け施設新築		・港の利便性向上のため、仮設日除け雨除け施設を整備する。 仮設日除け雨除け施設新築一式	R3.8～R3.12
	岸壁(-6.0m)ほか	岸壁付属物補修工事		・経年劣化等により損傷した岸壁付属物（防舷材）等を補修する。 防舷材取替一式、附属物補修一式	R3.6～R4.1
	緑地(クラマ根)	転落防止柵補修		・台風等により損傷した転落防止柵を補修する。 転落防止柵補修一式	R3.10～R4.2
	港湾施設	港湾施設等補修工事		・経年劣化及び台風・低気圧により損傷した港湾施設等を補修する。 施設補修工	R3.4～R4.3
	港湾施設	港湾施設等補修工事	大久保港（伊豆）図-2	・経年劣化及び台風・低気圧により損傷した港湾施設等を補修する。 施設補修工	R3.4～R4.3
漁港建設事業	護岸	護岸嵩上げ工事	阿古漁港（阿古）図-3	・施設利用者の利便性向上のため、護岸の嵩上げを行う。 嵩上工、消波ブロック据付一式	R3.5～R3.12
	-7.5M岸壁（改良）	ケーソン製作据付		・施設の利便性向上のため、-7.5M岸壁（改良）の整備を行う。 ケーソン製作据付一式	R3.4～R3.10
	道路（改良）	基本実施設計		・道路の機能向上のため、道路改良の設計を行う。 基本実施設計一式	R3.10～R4.3
	船客待合所外	基本実施設計		・船客待合所外の機能向上のため、基本実施設計を行う。 基本実施設計一式	R3.4～R4.3
	-3.0M岸壁他	岸壁付属物補修工事		・経年劣化等により損傷した岸壁付属物を補修する。 クレーチング補修一式、荷捌き地補修一式、	R3.6～R3.12
	-7.5M岸壁	岸壁付属物補修工事　外		・経年劣化等により損傷した岸壁付属物を補修する。 防舷材取替一式、付属物補修一式	R3.6～R3.12
	漁港施設	漁港施設等緊急補修		・経年劣化及び台風・低気圧により損傷した漁港施設等を補修する。 施設補修工	R3.4～R4.3
	-7.5M岸壁	岸壁（改良）建設工事	伊ヶ谷漁港　（伊ヶ谷）図-4	・施設利用者の利便性向上のため、岸壁（改良）建設工事を行う。 消波ブロック製作・据付工一式	R3.8～R4.3
	(2)駐車場	駐車場建設工事		・施設利用者の利便性向上のため、駐車場を整備する。 直立消波ブロック据付ほか一式	R3.6～R4.3
	漁港施設	漁港施設等緊急補修		・経年劣化及び台風・低気圧により損傷した漁港施設等を補修する。 施設補修工	R3.4～R4.3
	道路	照明施設取替	大久保漁港　（伊豆）図-5	・経年劣化等により損傷した照明施設を補修する。 照明施設取替一式	R3.10～R4.3
	漁港施設	漁港施設等補修工事		・経年劣化及び台風・低気圧により損傷した漁港施設等を補修する。 施設補修工	R3.4～R4.3

令 和 3 年 度　事 業 計 画

様式１

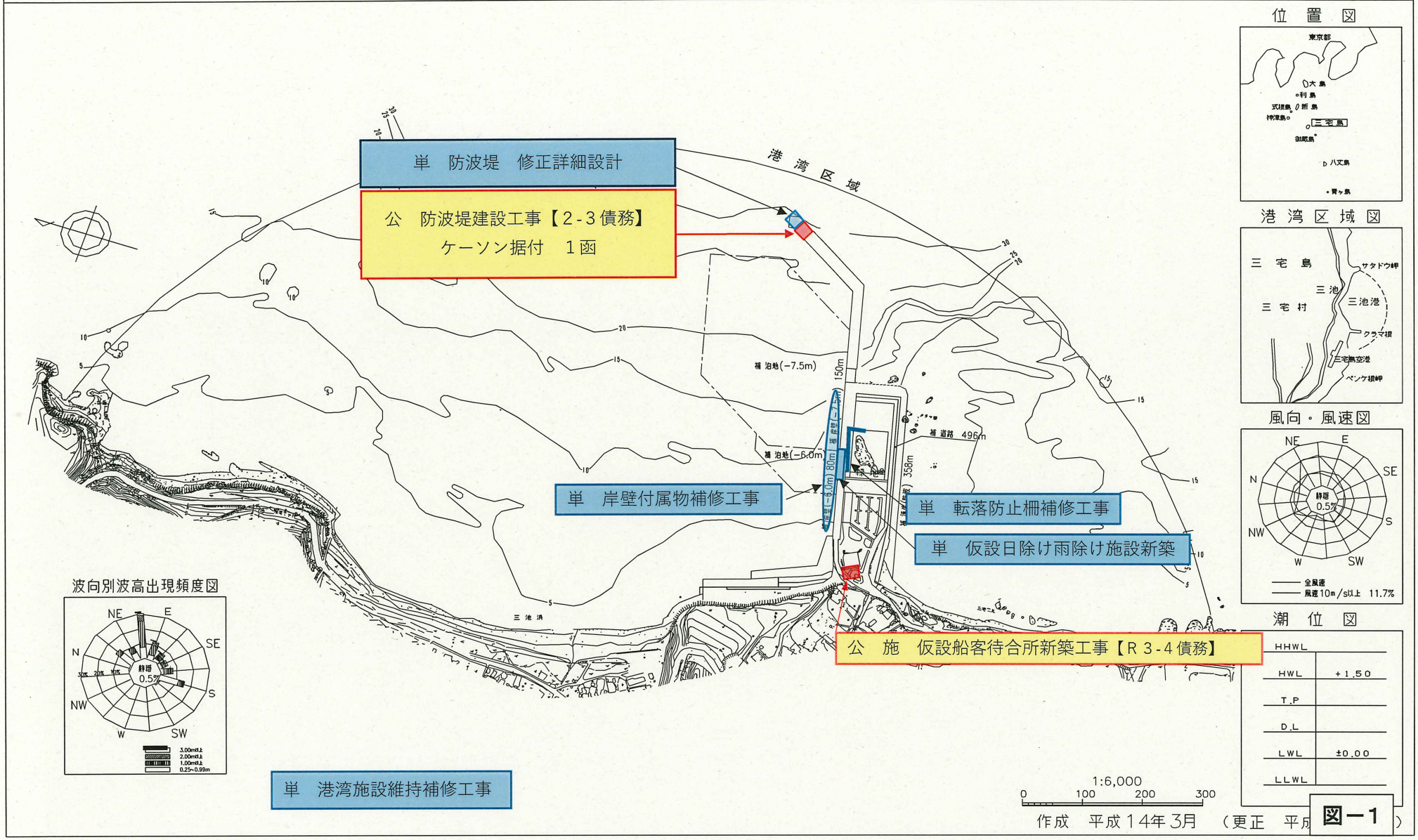
所管名：土木港湾課　港湾工事担当

三宅村分

項　目		事 業 名	施 工 場 所	概 要 説 明	備考（実施時期）
漁港建設事業	道路	付属物補修工事	湯の浜漁港（神着） 図-6	・施設の機能維持のため、道路付属物の補修工事を行う。 付属物補修工一式	R3.6～R3.10
	漁港施設	漁港施設等補修工事		・経年劣化及び台風・低気圧により損傷した漁港施設等を補修する。 施設補修工	R3.4～R4.3
	臨港道路	臨港道路落石防護設計	坪田漁港　（坪田） 図-7	・落石防護対策として、臨港道路の実施設計を行う。 実施設計一式	R3.11～R4.3
	漁港環境整備用地	四阿建替工事		・経年変化による老朽化した四阿の建替えを行う。 四阿建替工事一式	R3.10～R4.3
	防波堤	付属物設置工事等		・施設の利便性向上のため、付属物(車止め等)設置工事を行う。 付属物設置工事等一式	R3.8～R4.2
	岸壁	照明施設設置		・経年劣化等により損傷した照明施設を補修する。 照明施設取替一式	R3.10～R4.3
	漁港施設	漁港施設等補修工事		・経年劣化及び台風・低気圧により損傷した漁港施設等を補修する。 施設補修工	R3.4～R4.3
島しょ 海岸保全施設	離岸堤 （潜堤）	離岸堤(潜堤)建設工事	三池港海岸（坪田） 図-8	・波浪の低減及び海浜の安定を目的に離岸堤(潜堤)を整備する。 ブロック製作・据付工一式	R3.8～R4.3
	堤防 （改良）	堤防(改良)建設工事		・堤防の機能維持のため改良工事を行う。 鋼矢板打設、上部工一式	R3.10～R4.3
	堤防 （改良）	被覆ブロック撤去工事		・堤防の機能維持のため撤去工事を行う。 被覆ブロック、捨石撤去	R3.10～R4.3
	海岸護岸	斜面防護工		・台風により洗掘した斜面(応急対応実施済み)の防護工事を行う。 斜面防護工事	R3.11～R4.3
	離岸堤整備	測量、設計	大久保港海岸（伊豆） 図-9	・波浪の低減を目的にした離岸堤建設に先立ち深浅測量、設計を行う。 測量一式、設計一式	R3.9～R4.1
	離岸堤 （改良）	離岸堤(改良)建設工事	阿古漁港海岸（阿古） 図-10	・侵食対策として離岸堤の改良(のうち消波ブロック製作)を行う。 消波ブロック製作一式	R3.9～R4.2
	斜面防護	斜面防護工		・斜面防護工事に先立ち、調査(貸付測量)を行う。 斜面防護　貸付測量一式	R3.10～R3.12
空港整備事業	基本施設等	保安道路法面防護工	三宅島空港（坪田） 図-11	・空港の機能維持のため、保安道路法面防護工事を行う。 保安道路法面防護工一式	R3.10～R4.3
	計画調査等	火山ガス等観測調査		・空港の安全性確保のため、火山ガス等の調査を行う。 火山ガス等観測調査一式	R3.4～R4.3
		RESA改修基本設計		・航空法施行規則改正に伴い、RESA改修の基本設計を行う。 基本設計一式	R4.1～R4.3
		RESA等改修測量		・航空法施行規則改正に伴い、RESA改修の基本測量を行う。 基本設計一式	R3.9～R3.12
		排水施設改修基本設計		・空港の機能維持のため、排水施設改修の基本設計を行う。 基本設計一式	R4.1～R4.3
		地下構造物補修基本設計		・空港の機能維持のため、地下構造物補修の基本設計を行う。 基本設計一式	R4.1～R4.3

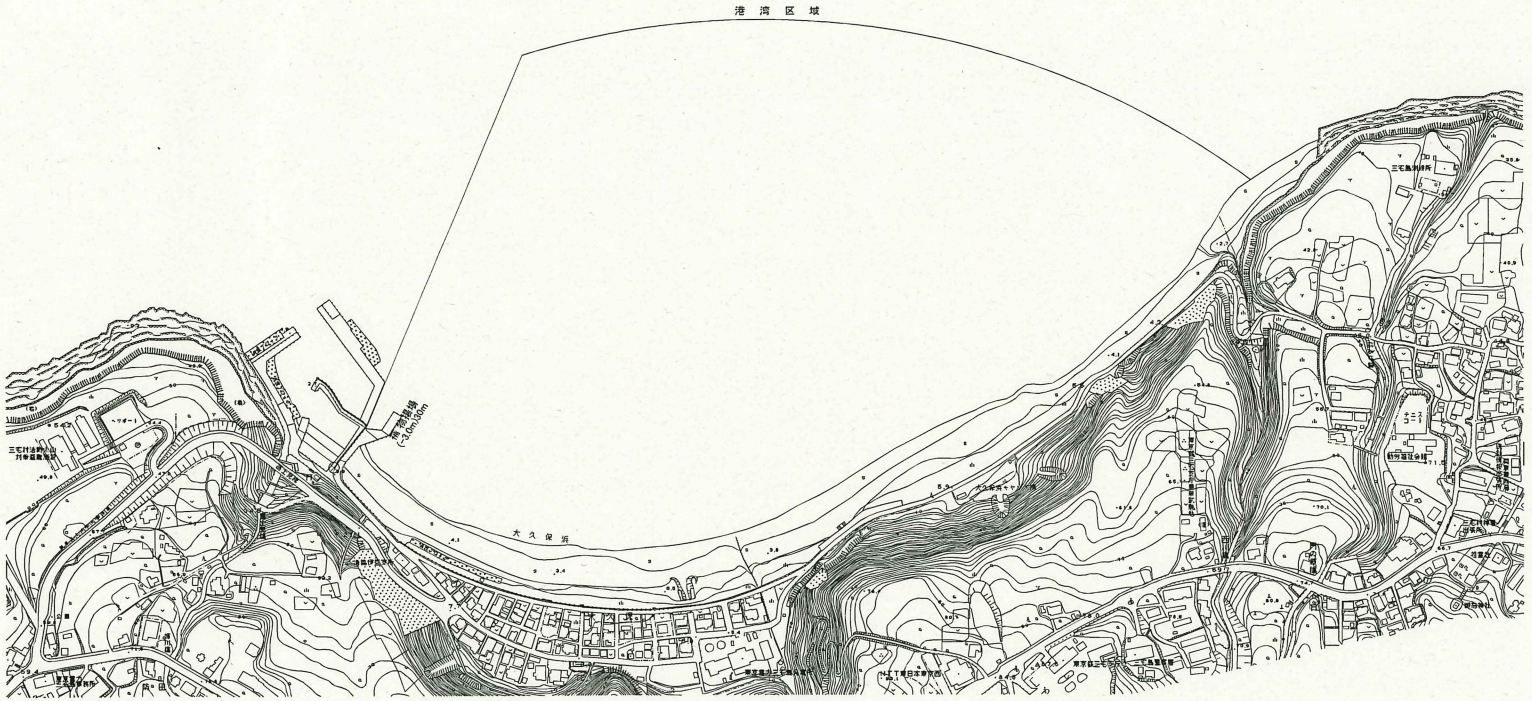
令和3年度事業執行予定（三池港）

管理者	所在地
東京都	東京都三宅村沖ノ平（三宅支庁管内）



令和3年度事業執行予定（大久保港）	管　理　者	所　在　地
	東　京　都	東京都三宅村大久保（三宅支庁管内）

単　港湾施設等補修工事



位置図



港湾区域図



潮位図

HHWL	
HWL	+1.50
T.P	
D.L	
LWL	±0.00
LLWL	

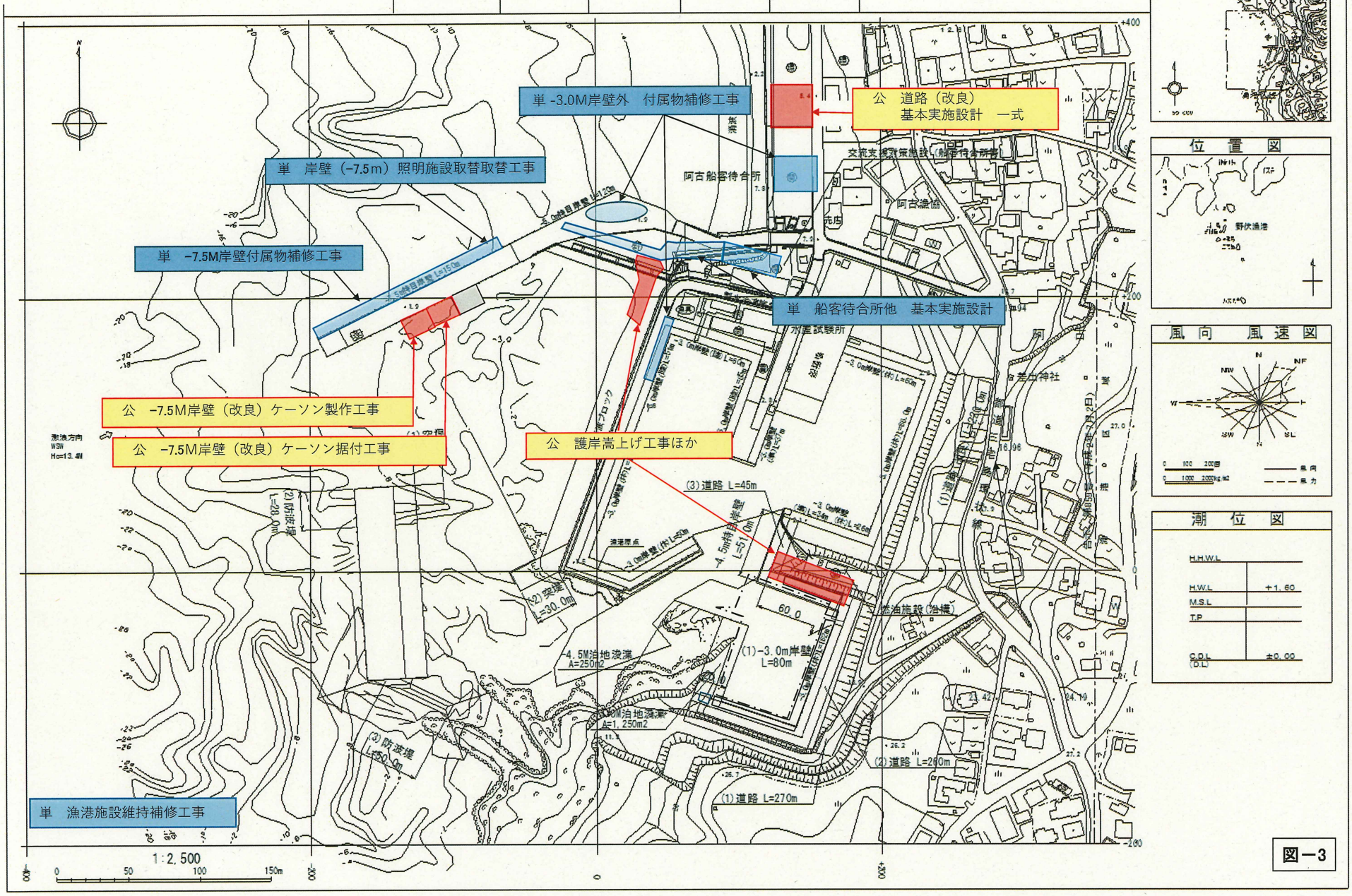
図－2

1:5,000

0　50　100　150　200m

令和３年度事業執行予定箇所図
（阿古漁港）

漁港番号	種　別	所　管	事業主体	管 理 者	施　行　場　所
2040010	第４種	離　島	東京都	東京都	東京都三宅村阿古



漁港区域図

位置図

風向風速図

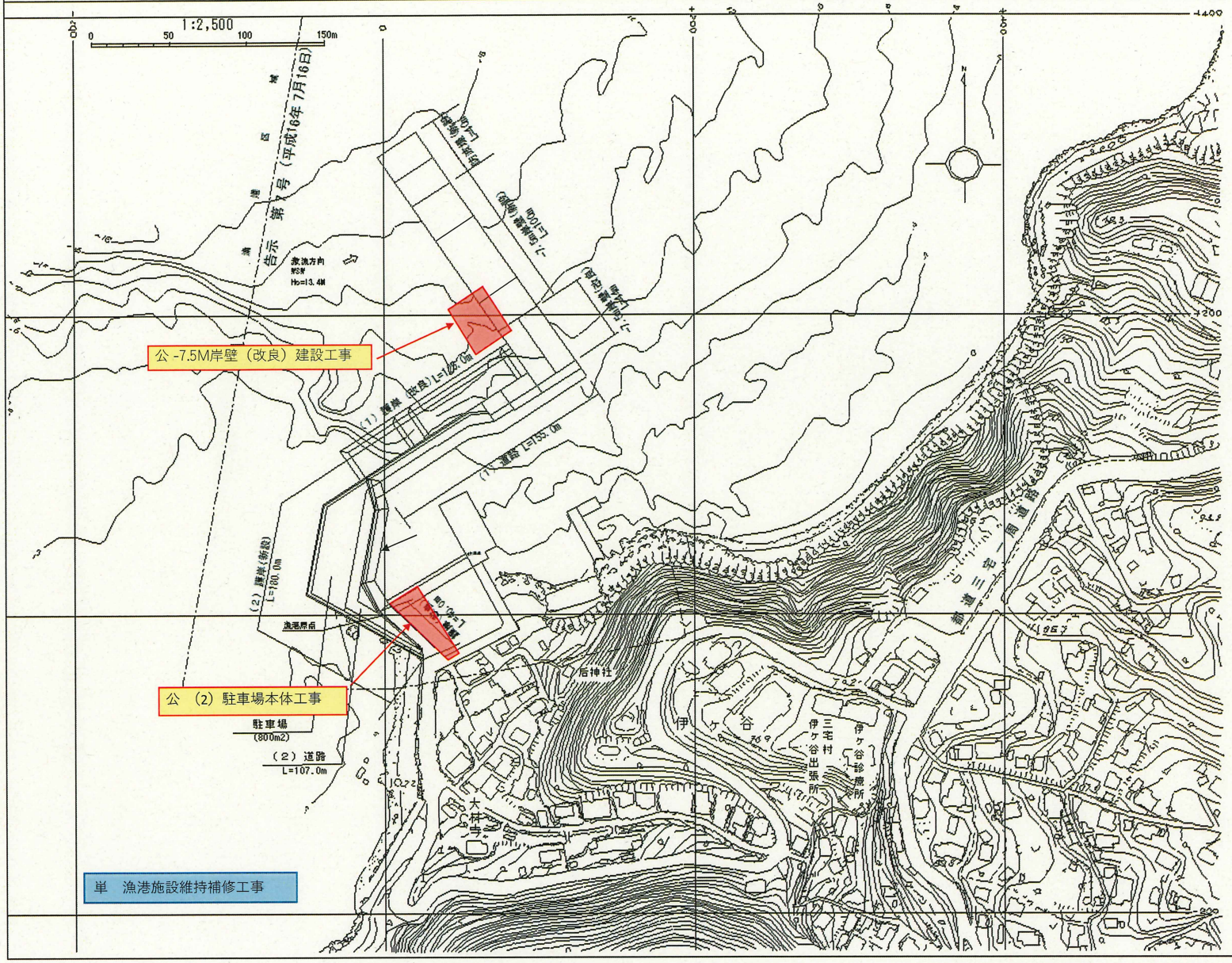
潮位図

H.H.W.L	
H.W.L	+1.60
M.S.L	
T.P	
C.D.L (D.L)	±0.00

図－3

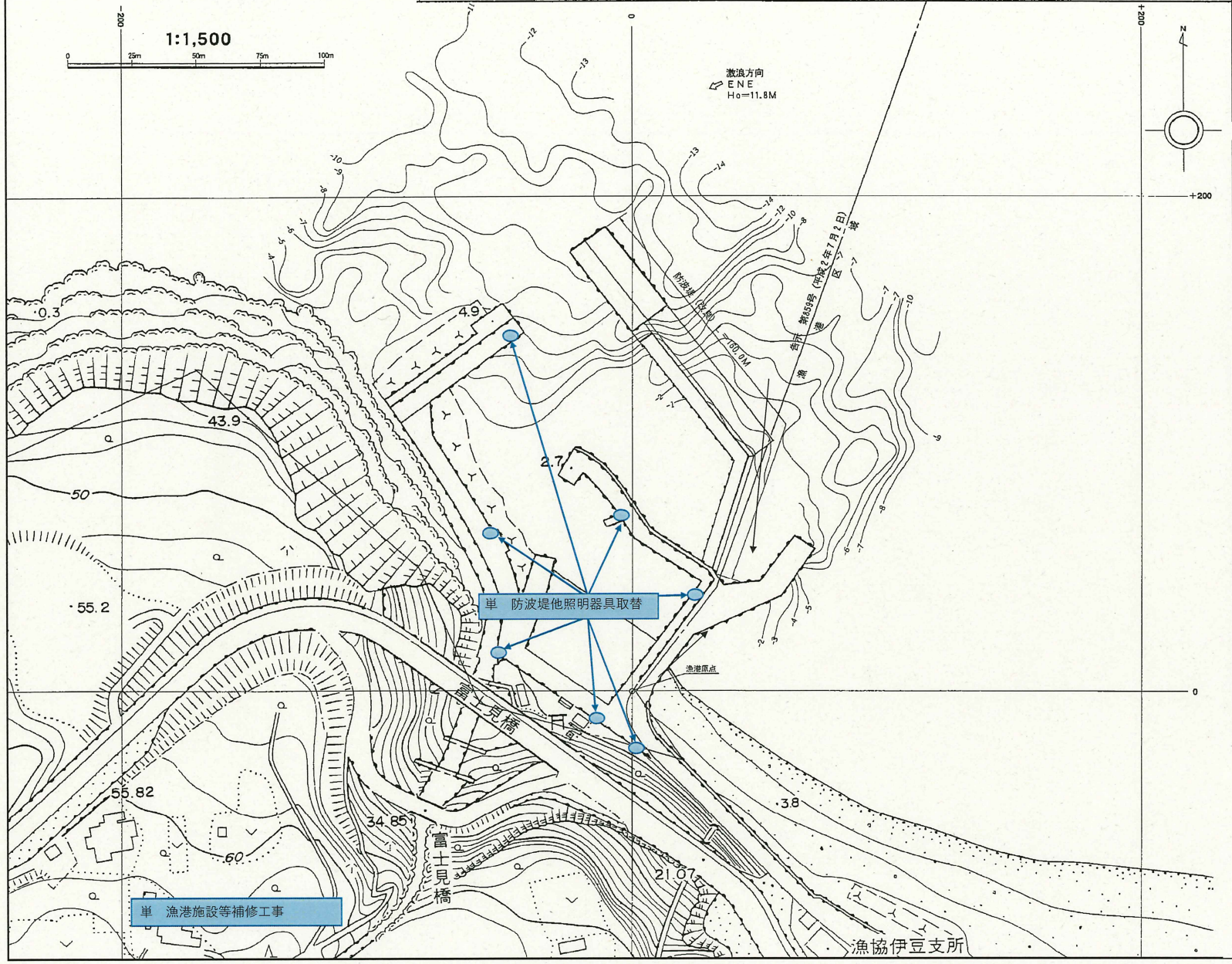
令和３年度事業執行予定
（伊ヶ谷漁港）

漁港番号	種　別	所　管	事業主体	管 理 者	施　行　場　所
2010120	第 1 種	離　島	東京都	東京都	東京都三宅村伊ヶ谷

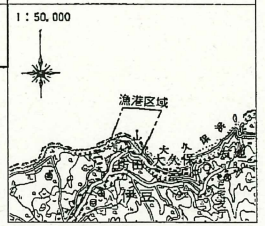

1:2,500
0
50
100
150m
告示第１号（平成16年7月16日）
公 -7.5M岸壁（改良）建設工事
公 （2）駐車場本体工事
単 漁港施設維持補修工事
（1）護岸（改良）L=100.0m
（1）道路 L=155.0m
（2）護岸（新設）L=180.0m
漁港界点
駐車場
(800m2)
（2）道路
L=107.0m
後神社
伊ヶ谷
三宅村伊ヶ谷出張所
伊ヶ谷診療所
大村寺
一周道路
L=1,400m
L=1,000m
L=1,000m
L=1,000

令和３年度事業執行予定
（大久保漁港）

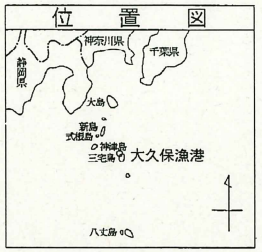
漁港番号	種　別	所　管	事業主体	管理者	施　行　場　所
2010100	第１種	離　島	東京都	東京都	東京都三宅村伊豆



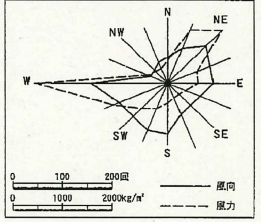
漁港区域図



位置図



風向・風速図



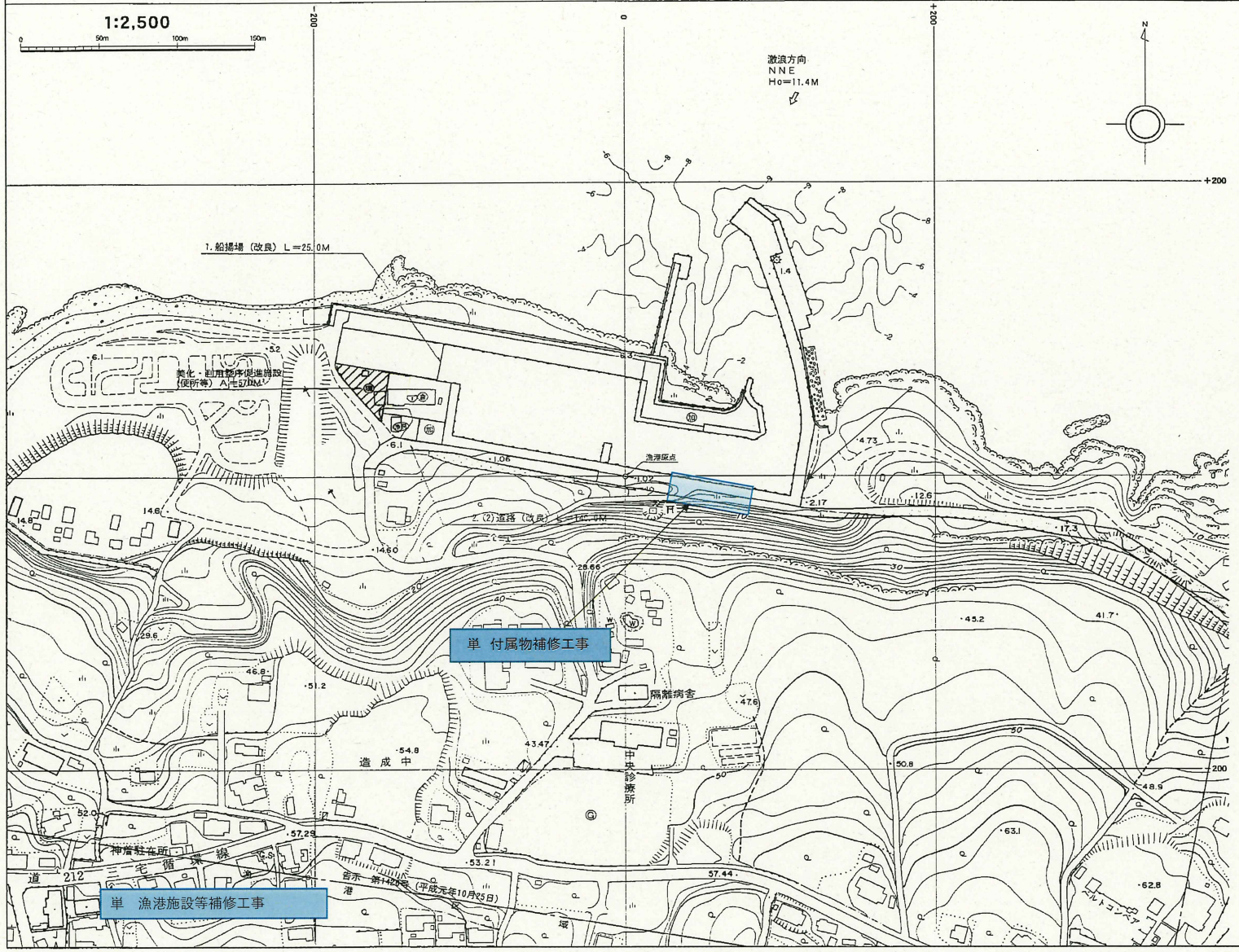
潮位図

H.H.W.L	
H.W.L	+1.70
M.S.L	
T.P	
C.D.L (D.L)	±0.00

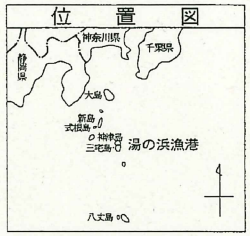
図－5

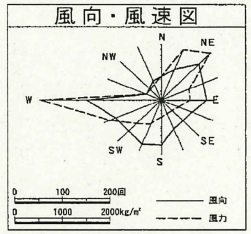
令和３年度事業執行予定
（湯の浜漁港）

漁港番号	種　別	所　管	事業主体	管理者	施　行　場　所
2010110	第１種	離　島	東京都	東京都	東京都三宅村神着









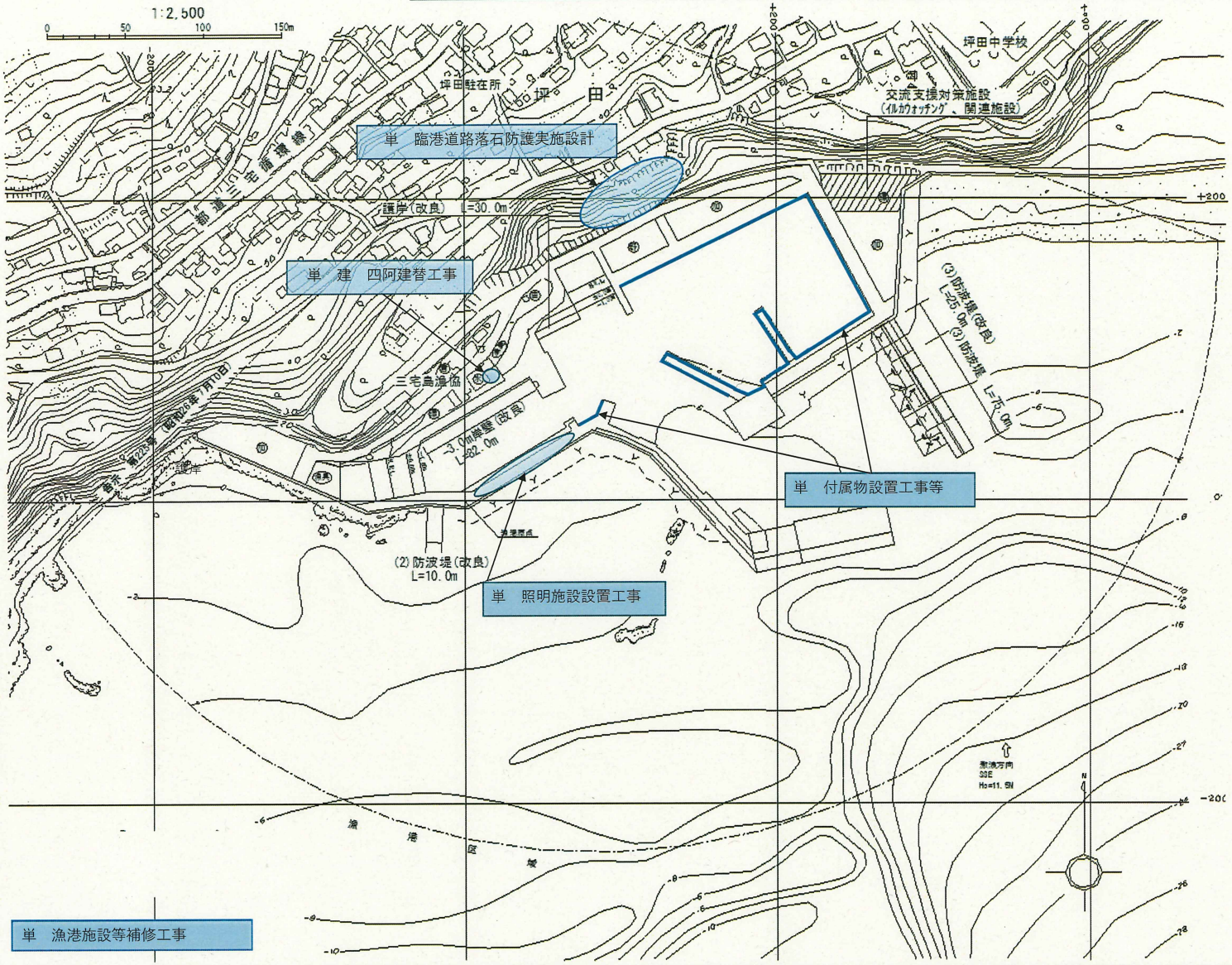
潮位図

H.H.W.L	
H.W.L	+1.70
M.S.L	
T.P	
C.D.L (D.L)	±0.00

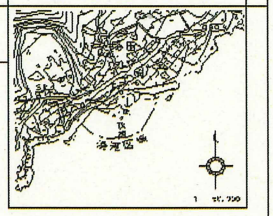
図－6

令和３年度事業執行予定
（坪田漁港）

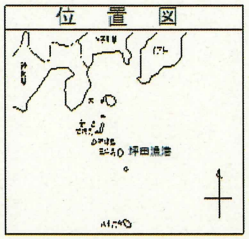
漁港番号	種　別	所　管	事業主体	管理者	施　行　場　所
2020010	第２種	離　島	東京都	東京都	東京都三宅村坪田



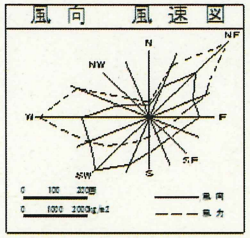
漁港区域図



位置図



風向風速図

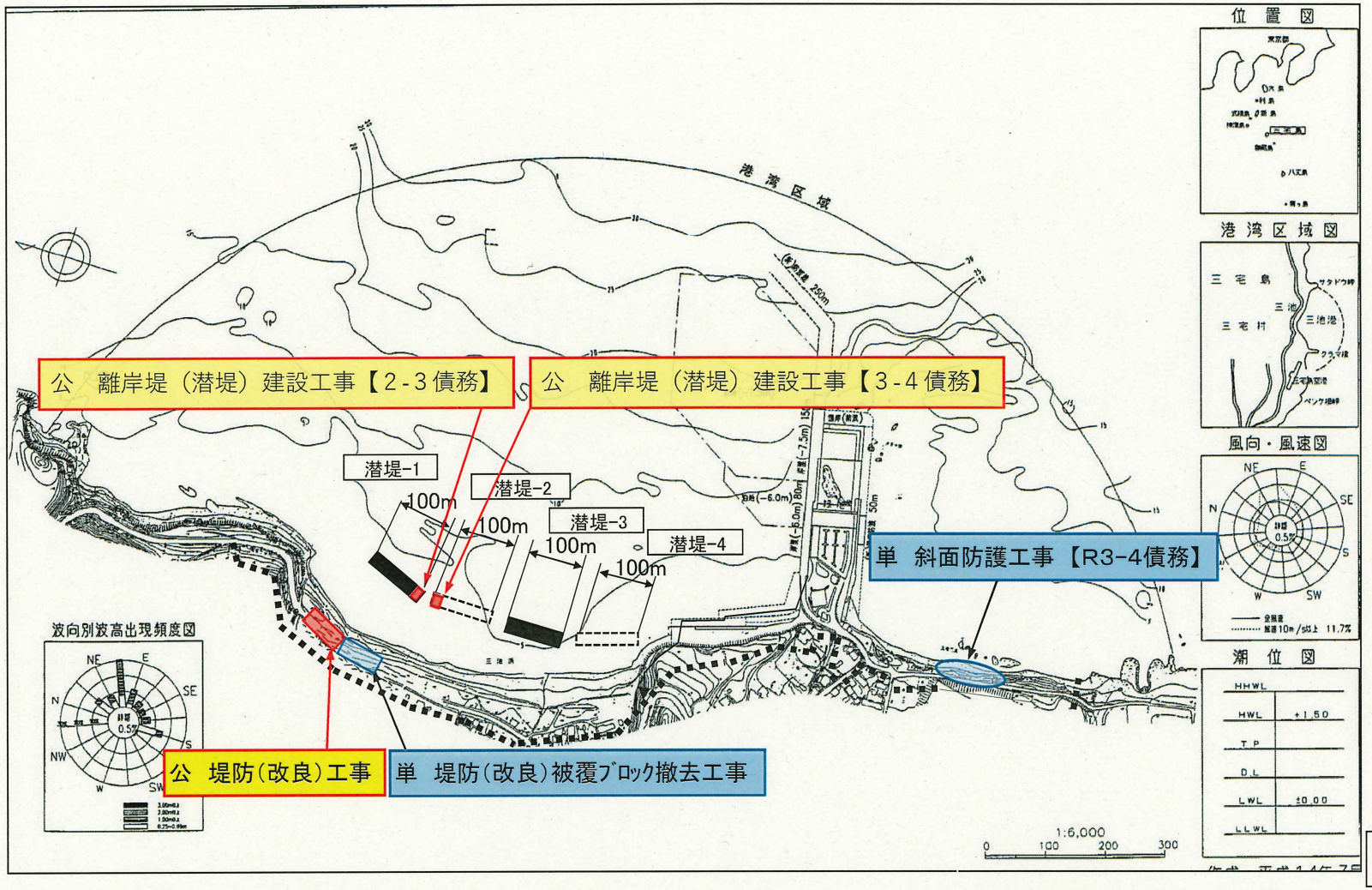


潮位図

H.H.W.L	
H.W.L	+1.70
M.S.L	
T.P	
C.D.L (D.L)	±0.00

図－7

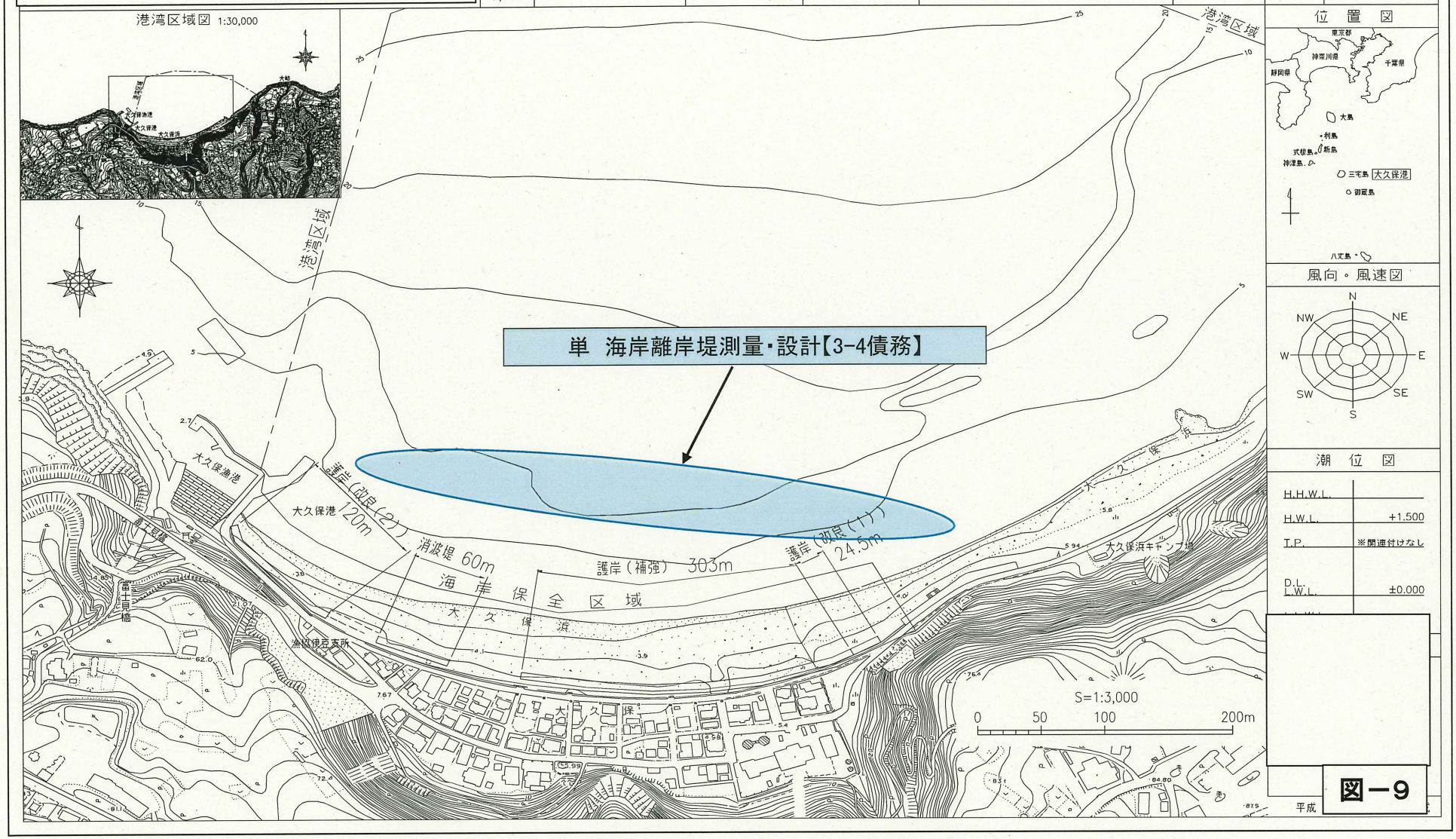
令和３年度事業執行予定（三池港海岸）	事業種別	海岸保全区域指定	管　理　者	所　　在　　地
	侵食対策事業	昭和37年9月15日告示済	東　京　都	東京都三宅村坪田(三宅支庁管内)



図－8

令和3年度事業執行予定
（大久保港海岸）

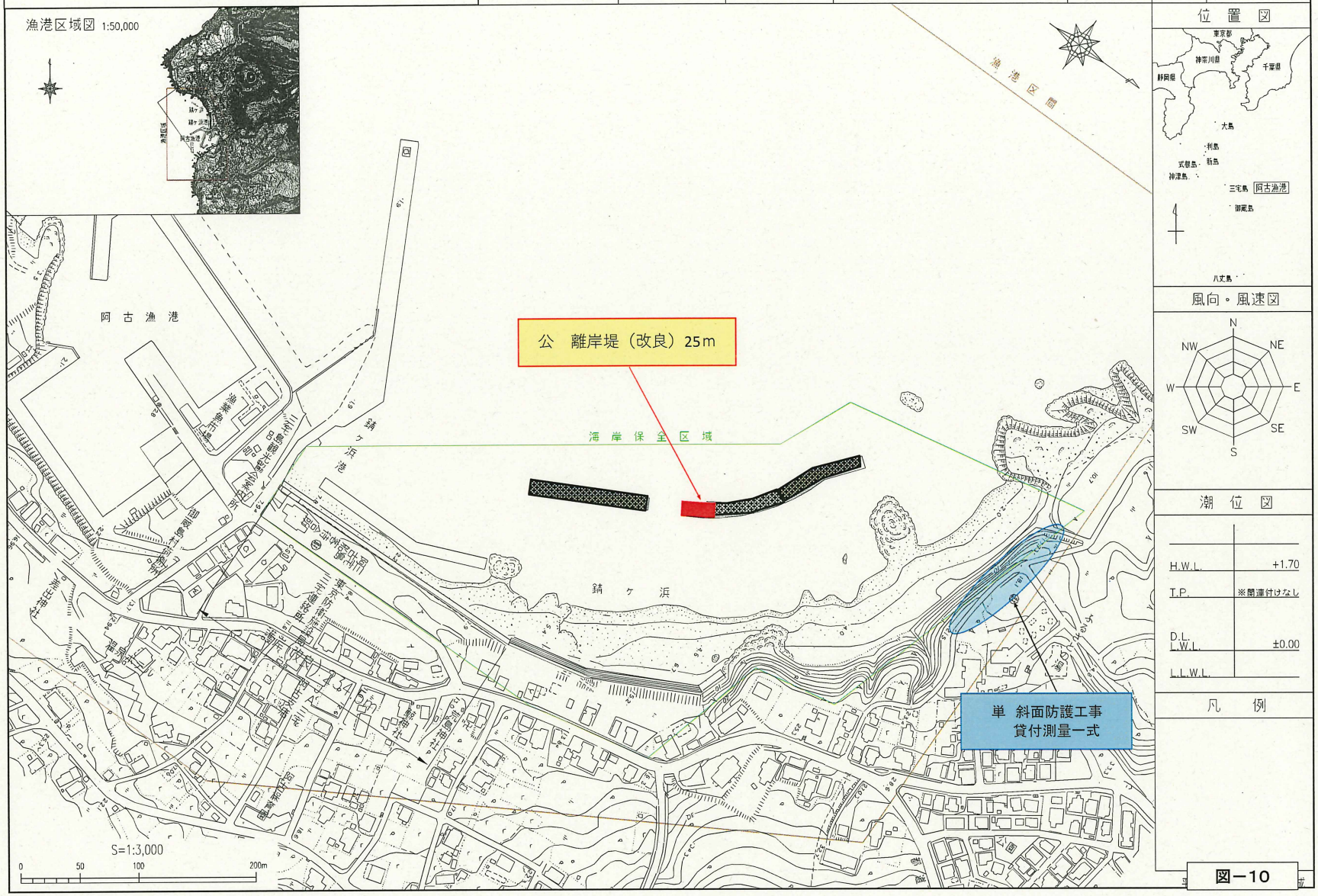
縮尺	事業種別	海岸管理者	所在地（地区名）	海岸保全区域指定	都道府県名	所管別	沿岸名
1/3,000	局部改良事業	東京都知事	三宅村（大久保地区）	昭和34年7月2日 告示済（昭和 年 月 日 変更告示済）	東京都	離島	伊豆小笠原諸島



図－9

令和３年度事業執行予定
（阿古漁港海岸）

事業種別	海岸管理者	所在地（地区名）	海岸保全区域指定	都道府県名	所管別	沿岸名
老朽化対策事業	東京都知事	三宅村（阿古地区）	昭和 51年 10月 30日 告示済（平成 9年 6月 2日 変更告示済）	東京都	離島	伊豆小笠原諸島



位置図

風向・風速図

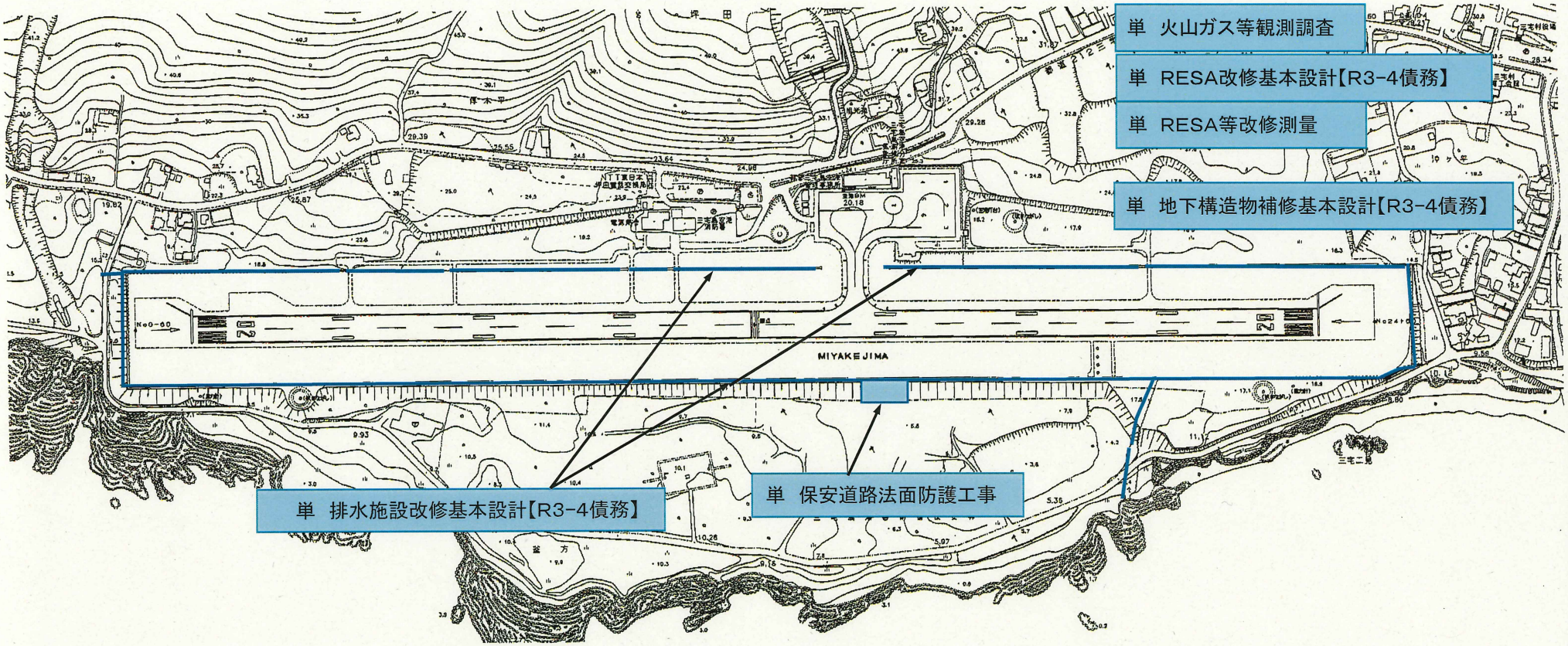
潮位図

H.W.L.	+1.70
T.P.	※関連付けなし
D.L. L.W.L.	±0.00
L.L.W.L.	

凡例

図－10

令和3年度事業執行予定　三宅島空港



図－11

令和3年度 事 業 計 画

三宅村分

所管名： 島しょ保健所三宅出張所　No.1

項目		事業名	施行場所	概要説明	実施時期
健康の保持増進	感染症対策	感染症対策	保健所 発生場所	手洗い励行などの感染予防指導及び感染症発生時に対応 施設職員、学校等関係者向け感染症研修会を開催	患者発生時 随時
		新型コロナウイルス対策	保健所 発生場所	感染症発生時、必要な積極的疫学調査等や検査を迅速に行い、必要に応じて支庁・村役場等と連携して、適切に対応する	
		エイズ及び性感染症対策	保健所	エイズ及び性感染症(梅毒・淋病・クラミジア)の予防啓発及び相談・検査を実施	随時　予約制
		ウイルス肝炎相談及び検査	保健所	B型・C型肝炎等に関する相談・検査を実施	随時　予約制
	結核対策	定期外健康診断	保健所	接触者健診(患者と接触があり、感染の恐れのある方)及び管理健診(結核治療終了後の経過観察)の実施	患者発生時 随時
		治療の支援	保健所 その他	抗結核薬の服薬支援(DOTS:直視監視下短期化学療法)を実施	定期的
	他の受託検査等	保菌者検索事業	保健所	学校給食施設等主に食品を取り扱う者を対象に検便を実施	随時
		学校健康診断	保健所	小中学校健康診断での尿検査を実施(高校は二次検査のみ実施)	年1回
	健康診断	小規模企業健診	保健所	健康診断を受ける機会の少ない小規模企業(従業員50人未満の事業所)を対象に健診を実施	予約制

令和3年度 事 業 計 画

三宅村分

所管名： 島しょ保健所三宅出張所　No.2

項目		事業名	施行場所	概要説明	実施時期
健康の保持増進	精神保健福祉対策	精神保健福祉相談及び訪問指導	保健所等	保健師による相談（電話・面接・訪問）	随時
		精神保健福祉巡回相談	保健所等	東京都精神保健福祉センターの協力を得て、専門医（精神科医）による個別相談や講演会等を実施	年1回 7月実施
		社会復帰促進事業	保健所	通院服薬して病状の安定した精神障害者を対象に、レクリエーションを中心とした集団生活指導による社会復帰を促進する事業を実施	月2回 （原則、第1・3火曜日）
	特殊疾病(難病)対策	在宅療養相談	保健所等	保健師による在宅の難病患者の相談（電話・面接・訪問）	随時
		難病専門医相談	保健所等	東京都難病支援事業の一環として実施の専門医等による巡回相談、個別相談や講演会を実施	年1回 12月実施
	アレルギー性疾病対策	アレルギー相談	保健所	アレルギー性疾患の患者、家族、地域関係者等の相談を実施	随時
	保健栄養	専門的栄養指導	保健所	難病やアレルギー性疾患の患者で栄養指導が必要な者及び村で対応が困難な者を対象に個別栄養相談を実施	随時
		特定給食施設指導	給食施設 保健所	給食施設における給食内容の改善、栄養管理の充実を図ることにより、住民の健康保持増進に寄与する。内容としては、巡回指導、来所・電話指導、栄養管理講習会を実施	巡回、電話指導は随時 講習会は年1回
		健康づくり調理師研修会	保健所	多くの飲食物を提供する飲食店や給食施設において、必要な基本的事項及び新しい健康・栄養情報の研修を実施し、住民の食生活の質の向上・健康づくりの推進を図る。	年1回 （各出張所・支所持ち回り）

令和3年度 事 業 計 画

三宅村分

所管名： 島しょ保健所三宅出張所　No.3

項目		事業名	施行場所	概要説明	実施時期
健康の保持増進	保健栄養	受動喫煙防止対策	保健所 その他	受動喫煙による健康への悪影響を未然に防止することを目的とし、改正健康増進法及び東京都受動喫煙防止条例の全面施行後の状況を踏まえ、効果的な普及啓発を実施する。	随時
	市町村支援	村事業支援	村役場 その他	依頼に応じて、村の保健事業への支援を実施 （介護認定審査会、障害支援区分判定等審査会及び諸会議に参加）	随時
	医事・薬事	有床診療所立入検査	診療所	住民が安心して医療を受けられる地域医療の安全を確保するため、定期的な指導を実施	隔年1回
		薬事監視	薬局 医薬品販売業	医薬品等が適正な管理のもとに供給され、消費者が安心して使用できるよう医薬品販売業者に対する指導を実施し、医薬品による健康被害の防止を図る	年1回
生活環境面の安全対策	食品衛生	監視指導	施設	令和3年度東京都食品衛生監視指導計画に基づき食品関係営業施設に対し監視指導を実施 一般的に食中毒の発生が多い業種（飲食店営業）や大規模食中毒につながる集団給食等の大量調理施設に対し重点的な監視指導を実施 簡易かつ効率・科学的な方法として現場簡易検査を行い、調理器具や調理施設の衛生管理状況等について把握し、指導を実施 食品を取り扱う祭礼等の監視指導を実施	随時
		一斉監視指導	施設	食中毒が多発する夏期及び多種多様な食品が大量に流通する歳末に、食品関係営業施設に対し一斉監視指導を実施	夏期及び歳末

令和3年度 事 業 計 画

三宅村分

所管名： 島しょ保健所三宅出張所　No.4

項目		事業名	施行場所	概要説明	実施時期
生活環境面の安全対策	食品衛生	食中毒対応	保健所 施設	食中毒疑い事例が発生した場合は関係機関と連携して速やかに調査を行い、食中毒の拡大防止を図るとともに、原因や感染経路を解明し再発防止を図る	随時
		HACCPの取組支援	保健所 施設	講習会や監視指導を通じ、食品等事業者が円滑かつ速やかにHACCPに沿った衛生管理を導入し、定着させられるよう支援	随時
		食品表示対策	保健所 施設	食品表示法に基づき、期限表示・アレルギー表示などの表示義務事項について適正表示の徹底を指導	随時
	環境衛生	監視指導	施設	旅館業施設、理容所・美容所、公衆浴場施設などの環境衛生関係施設に対する監視指導を実施 観光客が増加する夏期の前に旅館業施設の重点的な監視指導を実施	随時
		飲料水衛生確保	保健所 その他	三宅村水道係及び福祉保健局環境保健衛生課水道担当と連携し、飲料水の衛生確保を実施	随時
		貯水槽水道施設の衛生確保指導・普及啓発	施設	施設管理者に対し貯水槽水道衛生管理に関する普及啓発を行い、管理状況の報告を求めるとともに、施設調査等を実施	随時
		レジオネラ症予防	施設	循環式浴槽等を使用する旅館業施設及び公衆浴場施設に対し、レジオネラ属菌等の水質検査や管理指導を実施	随時
		プール検査	施設	プール水の水質検査を実施し、施設の衛生管理状況等を把握	年1回

令和3年度 事 業 計 画

三宅村分

所管名： 島しょ保健所三宅出張所　No.5

項目		事業名	施行場所	概要説明	実施時期
生活環境面の安全対策	獣医衛生	適正飼養の推進	保健所 その他	ペットの適正飼養に関する相談及び飼い主等への指導を実施	随時
		動物の保護と管理	保健所	放浪犬の捕獲収容、犬猫等の負傷動物の保護収容、やむを得ない理由で飼えなくなった犬及び猫の飼い主からの引取りを実施	随時
	普及啓発	衛生講習会	保健所 その他	食品及び旅館業事業者等に対し、衛生講習会を実施し、食品衛生や環境衛生に関する知識の向上を図る	随時
諸会議	会議	島しょ保健所町村連携会議幹事会	村役場	地域特性を踏まえた総合的な保健医療施策を計画的に推進し、保健衛生の向上と健康で安全な地域づくりを図ることを目的とした各町村ごとの会議を開催	年1回
広報	広報活動	保健所だよりの発行	保健所	保健予防、生活衛生に関する各種情報提供を行う	年4回発行

令和3年度　事業計画

【三宅村】

所管名：　島しょ農林水産総合センター三宅事業所

項　　目	事 業 名	施 工 場 所	概 要 説 明	備　考（実施時期）
農業振興	農業改良普及事業	三宅村　農家圃場等	1　パッションフルーツの安定生産と労力軽減 暑熱対策技術・省力化技術の導入 2　切葉・切枝類の安定生産と新品目導入による多品目化 病害虫の適期防除支援とヒサカキ等新品目導入 3　アシタバの収益性向上と生産者の確保 夏季潅水の推進による生産性向上、新規参入希望者への支援 4　カンキツ類の導入と生産振興 苗の導入支援と基礎的な栽培技術指導 5　東京都GAP認証希望者に対する支援 申請者の改善対策支援、取得希望者への説明等	
	試験研究（園芸）	三宅事業所（坪田）	1　カンキツ類の品種特性把握と生産評価 三宅島の環境に適した品種の選定と潮風害対策など 2　アシタバ栽培管理技術の確立 早期収益確保のための育苗技術の開発ほか 3　パッションフルーツの生産技術の開発 遮光の検討、仕立て方の検討ほか 4　遺伝資源の収集、評価、保存 ・アシタバ青軸系統の選抜 ・基幹作目候補となる切葉類等の品目探索	

島しょ農林水産総合センター三宅事業所（農業）補足資料



写真1 キキョウランを使用したビクトリーブーケ（葉は柔らかく、曲げるなどの加工がしやすい）



写真2 パッションフルーツの販売状況（群馬県みなかみ町）



写真3 新しいアシタバ栽培（マルチ栽培や夏期潅水等、伊豆地区）

東京都GAP認証制度とは

・GAPとは食の安全や労働安全、環境保全、労務管理、農場運営に関する多くの基準です。
・東京都ＧＡＰには88項目の管理点があり、農作業の効率化や販売先からの信頼性の向上など、経営の改善に役立ちます。
・東京都ＧＡＰは農水省のガイドラインに準拠しており、東京２０２０大会への農産物の提供が可能になります。

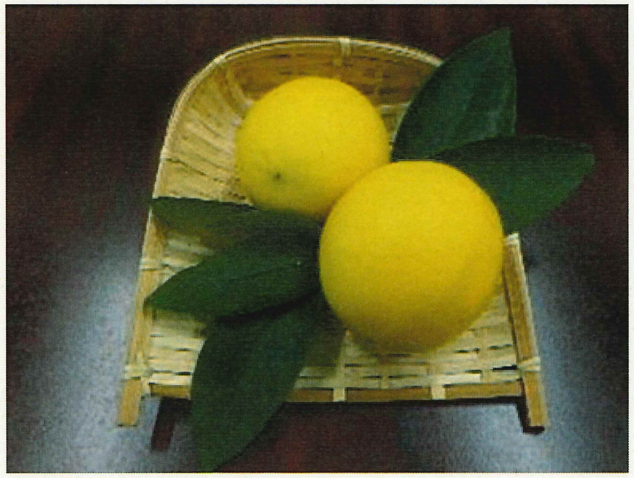


写真４　島内で生産されたレモン（近年、島内ではカンキツ類の生産が増加中）

令和３年度　事業計画

所 管 名　教育庁三宅出張所

三 宅 村 分

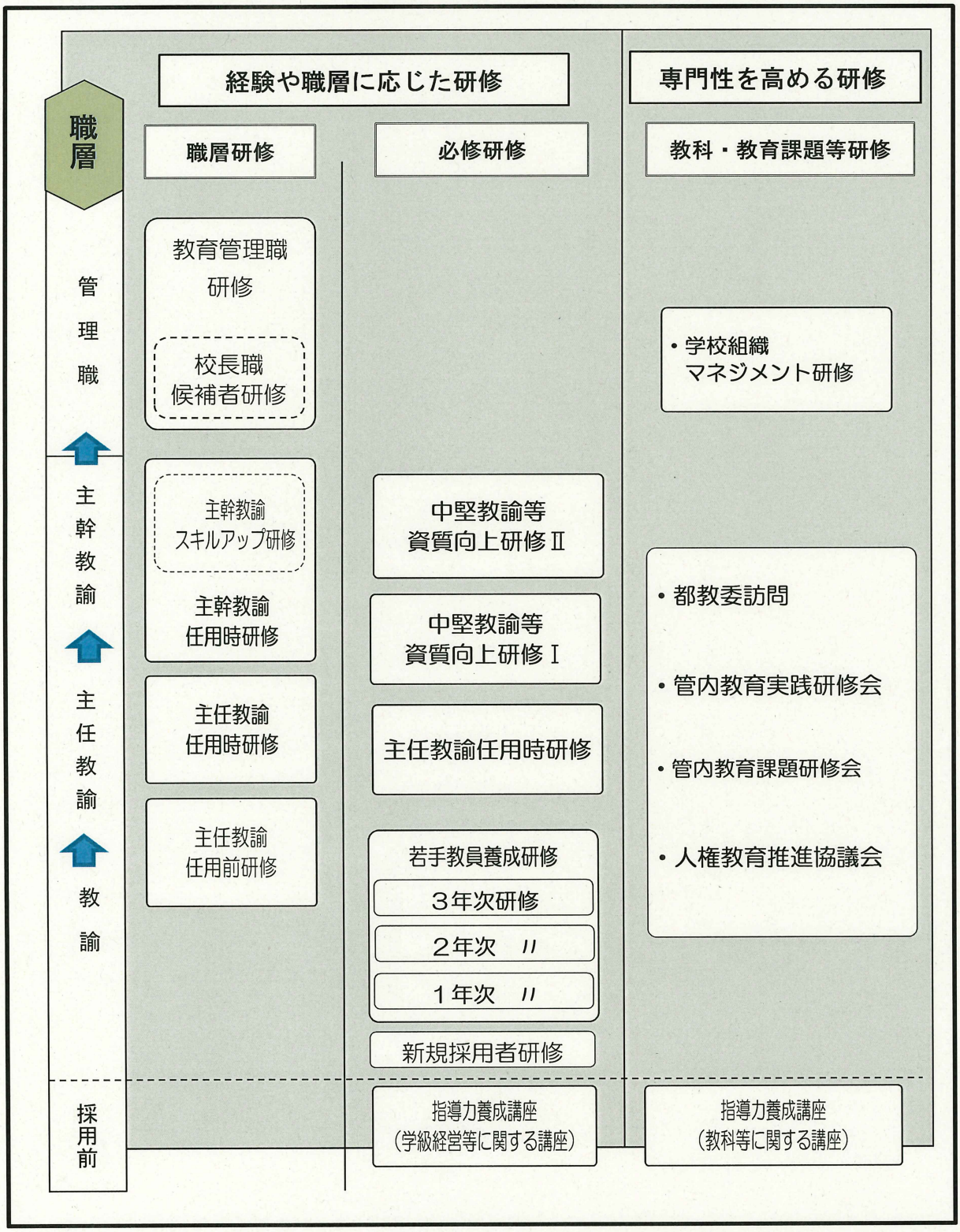
項番	分野	項　目	事　業　名	場　所	概　要　説　明	備考（実施時期等）
1	教職員の研修等	学校教育の指導事務	都教委訪問	小学校 中学校	都教職員研修センター等の指導主事が島しょ地域の小・中学校を訪問し、学習指導、生活指導等の課題の解決に向けた実践的な研修会を実施する。また、学校経営や今日的な教育課題等広く教育に関する諸課題について研修を深める。	調整中
2			①若手教員育成研修（１年次） ②中堅教諭等資質向上研修	中学校	①若手教員（１年次）及び②教員経験１０年に達した中堅教諭を対象にし、各経験年数に応じた資質・能力のさらなる向上を図り、教諭としての使命感や幅広い識見及び個に応じた指導方法、教材研究などの実践的指導力を養う。	①１年次：年 11 回 ②年８回
3			教育実践研修会	小学校 中学校	教員の資質・能力の向上を図るため、三宅村教育委員会と連携し、教育課題に応じた授業研究を実践し、教員の授業力の向上を図る。	年３回
4			教育課題研修会	三宅支庁	社会変化に対応した教育課題等について研修を実施し、教育の資質・能力の向上を図る。令和３年度は、島しょ教育及びキャリア教育等に関する講師を招聘した研修を実施する。	年２回（７月）
5			人権教育推進協議会	三宅村内	学校教育における人権尊重の意識を高めるため、人権教育の取組について、授業実践や外部講師による講演等を通して推進する。	年１回（12 月人権週間前後に実施）
6			進路指導主任・キャリア教育担当者会	三宅支庁外	児童・生徒の将来の夢や希望など自己実現に向けて努力する意欲を一層高めるため、進路指導等の諸課題について校種間で情報交換を行うことにより、中核を担う教員の資質・能力の向上を図る。	年３回
7			人権教育担当者会 **【新規】**	三宅支庁外	人権教育プログラムを活用した校内研修や推進協議会の一層の充実を図るため、中核を担う教員の資質・能力の向上を図る。	年３回
8			情報教育（ＩＣＴ）担当者会**【新規】**	三宅支庁外	GIGA スクール構想の確実な実施に向け、中核を担う教員に対し、国や都の最新の動きや他自治体の好事例の紹介等を行うことで、教職員の ICT 活用指導力の向上や校内体制の強化を図る。	年３回
9		へき地教育の充実	東京都へき地、小規模校教育研究発表会		都のへき地・小規模校における小・中学校の教育実践の成果を発表し、教育関係者の理解と関心を深めるとともに、へき地教育の充実・振興に資する。	令和２・３年度は書面開催

項番	分野	項目	事業名	場所	概要説明	備考（実施時期等）
10	研修	学校経営の指導事務	学校組織マネジメント研修	三宅支庁	教育管理職として必要な「学校経営能力」「外部折衝」「人材育成能力」「教育者としての高い見識」の向上を図るため、外部講師を招聘し、管理職やその候補者等も対象とした研修会を実施する。	年１回（８月予定）
11	相談	児童・生徒への心のケア	スクールカウンセラー派遣	小学校 中学校	都教育委員会がスクールカウンセラーを派遣し、児童・生徒の不安や悩み等の解消に対応するとともに、地域の実情を踏まえた教育相談のあり方について教職員と協議し、その充実を図る。	小：年間 38 日間 中：年間 38 日間
12	住宅	教職員住宅	教職員住宅の維持・管理等	島内 ６カ所	教職員の住環境の充実を図るため、年間を通して、教職員住宅の整備・補修を行う。	通年実施
13	文化財等	文化財の保存・公開	文化財の保存・公開	三宅村内	都指定文化財の状況を適宜調査し、必要に応じて、維持・管理等を行う。東京文化財ウィーク期間中に、文化財の特別公開等を実施する。	通年実施 特別公開：令和３年 11 月上旬
14		社会教育・青少年教育の振興	芸術鑑賞	三宅村内	芸術文化に触れる機会を増やすため、島しょの子どもや島民に鑑賞機会を提供し、島しょ地域の芸術文化の振興を図る。（生活文化局所管）	令和４年１月頃予定
15	給食・食育	学校給食	管内学校給食巡回指導	小学校 中学校 調理場	管内学校給食施設の運営状況を把握し、衛生的・安定的な給食の提供及び献立内容の充実を図るため、指導・助言を行う。	年３回
16		食育の推進	食育料理教室	三宅村内	保護者及び児童生徒の食への関心や理解を深め、家庭における食育の推進を支援するため、親子料理教室を実施する。	令和２年度は中止 令和３年度の開催時期未定

別　紙

教育庁三宅出張所

1　教職員の研修体系



別　紙

教育庁三宅出張所

2　三宅小・中学校の児童・生徒数及び教職員数

○児童・生徒数

令和３年４月７日現在

学校名	学級数	児童数						
		１年	２年	３年	４年	５年	６年	計
三宅村立三宅小学校	8②	15	16	17	11	16	14	89

○数字は特別支援学級（固定級）で内数

学校名	学級数	生徒数			
		１年	２年	３年	計
三宅村立三宅中学校	3	11	12	11	34

○教職員数

令和３年４月７日現在

学校名	校長	副校長	主幹教諭	主幹教諭(養護)	主任教諭	主任養護教諭	教諭	養護教諭	小計	指導主事	産育代替教諭	事務・栄養士	計	その他(注)
三宅村立三宅小学校	1	1	1	0	4	1	6	0	14	1	1	2	18	1
三宅村立三宅中学校	1	1	1	0	4	1	7	0	15		0	1	16	0
計	2	2	2	0	8	2	13	0	29	1	1	3	34	1

(注)「その他」には、在外派遣、休職、産休・育休等を含む。

【参考】

令和３年４月７日現在

学校名	学科	生徒数			
		１年	２年	３年	計
都立三宅高等学校	普通科	7	4	5	16
	併合科	1	2	0	3
	計	8	6	5	19

[三宅村]

東京都指定

史跡



三宅島役所

有形文化財(古文書)



三宅島民政資料



三宅島大里遺跡

無形民俗文化財(風俗慣習)



富賀神社の巡り神輿



坪田のヨミンチャラ

有形文化財(彫刻・工芸品)



木造薬師如来坐像



銅鏡(菊花双鳥文)

国指定



重要文化財「銅造観音菩薩立像」



カラスバト



カンムリウミスズメ



アカコッコ



イイジマムシクイ

令和3年度三宅支庁事業費当初予算比較表

【三宅村】

（単位：千円、％）

所管課	事業名	令和3年度	通常予算 災害予算	令和2年度	通常予算 災害予算	差引増減額	通常予算 災害予算	増減率(％)	備考
総務課	建物維持管理	95,755	95,755 0	316,200	316,200 0	▲ 220,445	▲ 220,445 0	▲ 69.7	既存職員住宅の修繕工事予算も含む
	計	95,755	95,755 0	316,200	316,200 0	▲ 220,445	▲ 220,445 0	▲ 69.7	
産業課	中小企業振興対策	24,958	24,958 0	24,992	24,992 0	▲ 34	▲ 34 0	▲ 0.1	
	観光施設整備対策	16,661	16,661 0	23,439	23,439 0	▲ 6,778	▲ 6,778 0	▲ 28.9	
	農業振興対策	92,768	92,768 0	71,536	71,536 0	21,232	21,232 0	29.7	
	林業振興対策	403,119	318 402,801	395,323	343 394,980	7,796	▲ 25 7,821	2.0	
	水産業振興対策	149,314	149,314 0	161,595	161,595 0	▲ 12,281	▲ 12,281 0	▲ 7.6	
	計	686,820	284,019 402,801	676,885	281,905 394,980	9,935	2,114 7,821	1.5	
土木港湾課	道路事業	1,762,758	1,762,758 0	1,391,908	1,391,908 0	370,850	370,850 0	26.6	
	河川砂防海岸事業	1,059,000	1,059,000 0	1,355,902	1,355,902 0	▲ 296,902	▲ 296,902 0	▲ 21.9	
	公園事業	165,011	165,011 0	126,043	126,043 0	38,968	38,968 0	30.9	
	港湾事業	2,190,240	2,190,240 0	2,871,670	2,871,670 0	▲ 681,430	▲ 681,430 0	▲ 23.7	（令和2年度繰越予算：￥27,919）
	計	5,177,009	5,177,009 0	5,745,523	5,745,523 0	▲ 568,514	▲ 568,514 0	▲ 9.9	
三 宅 支 庁 計		5,959,584	**5,556,783** **402,801**	**6,738,608**	**6,343,628** **394,980**	**▲ 779,024**	**▲ 786,845** **7,821**	**▲ 11.6**	

令和3年5月現在